

令和3年12月 7日から
令和3年12月 8日まで

標 茶 町 議 会 第 4 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和３年標茶町議会第４回定例会会議録目次

第 １ 号（１２月 ７日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
認定第 １号 令和２年度標茶町一般会計決算認定について	9
認定第 ２号 令和２年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	9
認定第 ３号 令和２年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	9
認定第 ４号 令和２年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	9
認定第 ５号 令和２年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	9
認定第 ６号 令和２年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について	9
認定第 ７号 令和２年度標茶町病院事業会計決算認定について	9
認定第 ８号 令和２年度標茶町上水道事業会計決算認定について	9

（令和２年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告）

総務経済委員会所管事務調査報告	10
厚生文教委員会所管事務調査報告	11
一般質問	11
深 見 迪 君	11
鴻 池 智子 君	18
渡 邊 定之 君	22
鈴 木 裕 美 君	27
類 瀬 光 信 君	33
本 多 耕 平 君	39
報告第 11号 専決処分した事件の承認について	46
議案第 73号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	48
議案第 74号 標茶町アイヌ住宅改良資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について	49
延会の宣告	50

第 ２ 号（１２月 ８日）

開議の宣告	55
議案第75号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	55
議案第76号 標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第77号 標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	59
議案第78号 令和3年度標茶町一般会計補正予算	67
議案第79号 令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	67
議案第80号 令和3年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	67
議案第81号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	67
議案第82号 令和3年度標茶町病院事業会計補正予算	67
議案第83号 令和3年度標茶町上水道事業会計補正予算	67
議案第84号 名誉町民の決定につき議会の議決を求めることについて	78
議案第85号 令和3年度標茶町一般会計補正予算	79
意見書案第17号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書	81
意見書案第18号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書	82
閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）	82
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）	82
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）	82
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）	82
日程の追加	83
議案第78号 令和3年度標茶町一般会計補正予算	83
議案第79号 令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	83
議案第80号 令和3年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	83
議案第81号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	83
議案第82号 令和3年度標茶町病院事業会計補正予算	83
議案第83号 令和3年度標茶町上水道事業会計補正予算	83
（議案第78号・議案第79号・議案第80号・議案第81号・議案第82号・議案第83号審査特別委員会報告）	
閉議の宣告	84
閉会の宣告	84

令和3年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年12月 7日（火曜日） 午前10時00分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期決定

第 3 行政報告及び諸般報告

第 4 認定第1号 令和2年度標茶町一般会計決算認定について

認定第2号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について

認定第3号 令和2年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について

認定第4号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について

認定第5号 令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第6号 令和2年度簡易水道事業特別会計決算認定について

認定第7号 令和2年度病院事業会計決算認定について

認定第8号 令和2年度上水道事業会計決算認定について

（令和2年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告）

第 5 総務経済委員会所管事務調査報告

第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告

第 7 一般質問

第 8 報告第11号 専決処分した事件の承認について

第 9 議案第73号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第74号 標茶町アイヌ住宅改良資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員（12名）

1番 渡 邊 定 之 君

2番 類 瀬 光 信 君

3番 長 尾 式 宮 君

4番 松 下 哲 也 君

5番 熊 谷 善 行 君

6番 鈴 木 裕 美 君

8番 深 見 迪 君

9番 本 多 耕 平 君

10番 黒 沼 俊 幸 君

11番 鴻 池 智 子 君

12番 後 藤 勲 君

13番 菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 長	武 山 正 浩 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	齊 藤 昇 一 君
農 林 課 長	長 野 大 介 君
住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保 健 福 祉 課 長	石 塚 剛 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
やすらぎ園長	穂 刈 武 人 君
農 委 事 務 局 長	川 村 勉 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社会教育課長兼 中央公民館長	服 部 重 典 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長（菊地誠道君） ただいまから、令和３年標茶町議会第４回定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前１０時００分開会)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地誠道君） 日程第１。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

１番・渡邊君、 ２番・類瀬君、 ３番・長尾君、
を指名いたします。

◎会期決定

○議長（菊地誠道君） 日程第２。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月８日までの２日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月８日までの２日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長（菊地誠道君） 日程第３。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。なお、次の３点について補足いたします。

１点目は、地方自治法第180条による専決処分についてであります。昭和52年に釧路地方法務局に送致した茶安別地区の地籍調査成果の地籍錯誤、いわゆる面積を誤って登記したことによる損害賠償について地方自治法第180条の規定により専決処分を行い、示談が成立しましたのでご報告申し上げます。

当該事案は、本年８月末に、道路整備に伴う現地測量調査の結果と登記地籍に差が生じてい

るとの指摘があり、その内容を確認したところ、昭和52年に釧路地方法務局に送致した登記台帳の地籍が、本来5,871平方メートルとすべきところ8,571平方メートルと記載してしまったことが主な原因であると確認しました。

この結果を受け、地籍調査に係る法令等に基づき、この誤った面積に基づいて多く納めていただいた固定資産税などをお返しすべく、地権者と協議させていただいたところです。

11月1日付で損害賠償額の確定について専決処分をさせていただき、地権者のご理解のもと11月2日付で示談が成立したところです。

今回の事案は昭和52年に発生したものではありませんが、事務全般に対する認識、チェックあるいは確認作業について再度徹底するよう指示したところです。

ご迷惑をおかけしました地権者の方に対しましては、心からお詫び申し上げ、報告とさせていただきます。

2点目は、在沖縄米軍による矢臼別演習場での沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施につきまして、北海道防衛局から通知がありましたので、その訓練規模並びに対応を含めましてご報告いたします。

本年度につきましては、9月22日に北海道防衛局から訓練実施の通知を受け、その規模などは、10月22日から11月2日までのうち10日間、人員約500名、車両約100両、砲数は155ミリ榴弾砲12門という内容でありました。

このことを受けまして、10月12日に北海道と関係4町で構成する、矢臼別演習場関係機関連絡会議として、矢臼別演習場における在沖縄米軍の訓練が固定化されないことと合わせまして、夜間訓練の自粛、安全対策の徹底、情報提供と訓練の公開、規律の維持、騒音対策として住宅防音区域の拡大と今年度は新型コロナウイルス感染防止対策の要請を、北海道防衛局に対し行ったところであります。

また、町としましては、状況の把握、関係機関との連絡調整、住民生活の維持安定を図るため、10月12日に、標茶町米海兵隊実弾射撃訓練対策本部を設置し内部体制を整えたものであります。

なお、住民に対する今回の訓練内容の情報提供につきましては、町ホームページや新聞折り込み並びに農家ファックスにより行なってまいりました。

また、11月11日に北海道防衛局米海兵隊実弾射撃訓練現地対策本部閉所の連絡を受け、同日付けで本町の対策本部も解散しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目は陸上自衛隊と在沖縄米軍による矢臼別演習場における実動訓練の実施につきまして、北海道防衛局から通知がありましたので、その訓練規模並びに対応を含めましてご報告いたします。

本年度につきましては、11月11日に北海道防衛局から訓練実施の通知を受け、その規模などは、12月5日から12月9日までの期間、人員は陸上自衛隊約150名、米海兵隊は約60名で航空機を使用したダイブ射撃訓練、輸送や降下訓練を行うもので、自衛隊はAH-1が3機、UH-1が2機程度、米軍はMV-22が2機、AH-1が1機、UH-1が1機、CV-22が2機程度参加して行うという内容でありました。

このことを受けまして、11月12日に関係4町による矢臼別演習場周辺自治体協議会として、矢臼別演習場におけるオスプレイを使用した訓練を実施することが明らかとなったことから、その高い性能から、有事の際の軍事活動のほか、大規模災害発生時には被災者救助や物資輸送などへの活用に大きな期待がある一方、開発段階からの事故の発生や騒音振動等に対する住民の不安は未だ払拭できていない状況にあり、受け入れることはできませんが、訓練を行う場合、安全対策はもちろんのこと、住民生活等に支障をきたすことのないよう、次の5項目について要請を行ったところでございます。

1項目目は、訓練内容の公表について、地域の実情に配慮の上、早期に行うこと。

2項目目は、夜間訓練の有無を事前に公表するとともに、詳しい飛行経路の情報提供を行うこと。

3項目目は、訓練に当たって、地域住民の安全・安心の確保を図るとともに、国の責任において徹底した安全対策を講じること。

4項目目は、矢臼別演習場周辺では、多数の酪農家が営農しており、これまでも回転翼機の飛行により、大動物の暴走等が発生し被害が生じていることから、オスプレイの演習場外での低空飛行は行わず、飛行経路についても酪農家等に配慮した経路を選定すること。

5項目目は、矢臼別演習場周辺でのオスプレイの飛行は前例のないことであり、周辺住民に与える影響については予想できない状況にあることから、国の責任において騒音測定を実施し、その分析等を行うこと。

こういった内容の要請を北海道防衛局に対し行ったところであります。

町としましては、訓練状況の把握、関係機関との連絡調整、住民生活の維持安定を図ってまいりたいと考えております。

なお、住民に対する今回の訓練内容の情報提供につきましては、町ホームページや新聞折り込み並びに農家ファックスにより行なってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、11月15日に北海道知事と4町の連名で、国による十分な説明のほか、安全管理を徹底し、移動や訓練中の事故防止及び規律の維持並びにコロナウイルス感染防止対策の徹底に万全を期し、地域の実情に留意し、道民の生活に不安や支障を与えることがないように北海道防衛局に対し、要請書を提出したところでございますので、あわせてご理解を賜りたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 令和3年第4回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、以下7点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、児童・生徒のいじめの問題に関する状況調査についてであります。

本町は、「いじめはどの地域、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、年2回の調査により、きめ細かく実態を把握し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に役立てております。

11月に実施しました、今年度第2回目の結果についてご報告いたします。

まず、「4月から調査日までに、いやな思いをしたことがある」と回答した児童生徒は、小学生で約19%（66名）、中学生では約7%（13名）でした。

また、「どんなことをされましたか」の問いに対しては、「冷やかしからい、悪口」が小・中学校ともに最も多く、小学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりしてたたかれる」が続き、中学校では「仲間外れ、無視」が続いています。

さらに、「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」と回答した小学生が約5%（17名）、中学生が約13%（24名）と、6月の第1回調査とほぼ同数となっており、児童生徒の援助希求的態度の育成や相談窓口の積極的な周知について、各学校と課題として認識を共有しております。

困ったときの相談相手として小学校では「学校の先生」と回答した児童が増えており、児童と教師の信頼関係が構築されていることがうかがえる結果となりました。

また、「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか」の問いに対して、小学校で約92%、中学校で約94%の児童生徒が「そう思う」と回答しており、児童生徒のいじめ問題に対する正しい理解や意識が醸成されているととらえています。

この調査では、本人が「いやな思いをした」と感じたものは全て取り上げ、指導や相談の対象としており、調査結果については、全家庭に配布し、家庭と情報を共有してまいります。

今年度も町内の各小中学校では「児童生徒によるいじめ根絶1学校1運動」に取り組むとともに、「標茶町いじめ根絶子ども会議」を各学校の交流の機会として位置付け、児童生徒による主体的な活動を育てる取り組みを行い、いじめの未然防止・早期発見、早期対応に努めてまいります。

2点目は、令和3年度全国学力・学習状況調査についてであります。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で調査自体が中止となりましたので、2年ぶりの実施となりました。今年度も、全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に、小学校においては国語、算数、質問紙調査、中学校においては国語、数学、質問紙調査が実施されております。

本町の調査結果の概要について申し上げます。

国語では小学校、中学校ともに全国平均を上回り、算数・数学は小学校、中学校ともに全国平均を若干下回る結果となりました。

国語において、「読むこと」や「書くこと」の領域で小学校、中学校ともに大きく伸びており、町内において授業改善が進んでいることがうかがえます。小学校の算数では「測定」や「データの活用」領域で学びの定着がみられ、児童の主体的な学びを促す授業づくりが成果を挙げていると捉えております。

次に児童生徒質問紙の結果についてご説明いたします。

自己肯定感の高まりに関係する「自分には良いところがある」との回答が、小学校で約79%、中学校で約80%となっており、前回調査から大幅に上昇しており、子どもたち一人ひとりの良さや可能性を見つけ、適切に評価する取組を学校が組織的・継続的に行っている成果がうかがえる結果となりました。

以上、結果概要についてご報告いたしました。この調査において測定できるのは学力の特定の一部分であり、学校における教育活動の一側面であることを踏まえつつ、課題について真摯に向き合い児童生徒の学力向上に向けて改善を図ることが肝要だと考えております。

なお、12月に実施予定の町独自の学力調査を含め、調査結果で明らかになった本町の傾向や課題をもとに、学力向上プランを作成し、「確かな学力」を育むための取組を推進して参ります。

3点目は、標茶町スポーツ表彰についてであります。

令和3年度標茶町スポーツ表彰式を、11月3日、令和3年度標茶町総合表彰式の中で行いました。

この表彰は、令和2年度にスポーツ大会等で優秀な成績を収めた方やスポーツの振興に寄与された方に対し、表彰するもので、本年度の被表彰者は、2個人であります。

「全国、全道大会において優秀な成績を収めたもの」に対する被表彰者として、第18回世界ジュニア記念北海道小・中学生スピードスケート競技大会小学6年女子500メートル、1,000メートルにおいて優勝、並びに第43回北海道スポーツ少年団スピードスケート競技大会小学6年女子500メートル、1,000メートルにおいて優勝されました虹別中学校1年の加藤夕李さん。第43回北海道スポーツ少年団スピードスケート競技大会小学5年女子500メートル、1,000メートルにおいて第3位となりました虹別小学校6年の笛木桜和さん。

今回、受賞された皆さんが、今後もさらに精進されて活躍されることを期待するものであります。

4点目は、第40回標茶町少年の主張大会についてであります。

この事業につきましては、次代を担う児童生徒の健全な育成を図るとともに、日常生活での体験や見聞を通して、日頃考えていることについて主張していただくことを目的に実施しているものであります。

今年度については、昨年度同様、新型コロナウイルスの影響により「小学生の部」を中止し、「中学生の部」のみの実施といたしましたが、関係機関、団体の協力を得て11月13日に標茶町コンベンションホールういずにおいて、保護者や教職員、応援の児童生徒ら約70名の来場をいただき開催いたしました。また、今年度も大会運営の一部を標茶高校生徒会の皆さんに委ね、好評をいただいたところであります。

発表者については、中学生の部、4校5名により行われ、最優秀賞には、塘路中学校2年の鮎川 薫さん、論題は「『田舎』の良さを見つけること」が選ばれました。

最優秀賞の鮎川さんには、来年行われる釧路総合振興局地区大会に標茶町代表として出場していただくことになります。今回出場された皆さんの今後の健闘を期待するところであります。

5点目は、阿歴内交流館の水泳プール利用の休止についてであります。

阿歴内交流館については、平成9年の開設以降、夏季は水泳プール、冬季は運動場として利用されてきましたが、水泳プールの主な利用団体であった阿歴内へき地保育所の休止や阿歴内小中学校の閉校により、プール施設の利用が極端に減少する状況となりました。

このため、阿歴内地域振興会と、プール施設の今後のあり方等について休止等を含め検討を

進めておりましたが、本年8月に、阿歴内地域からプール施設の休止についてご理解をいただくことができたことから、阿歴内交流館の水泳プール利用につきましては令和4年度から休止とするものであります。

また、塘路小中学校及びひしのみ保育園につきましても、令和4年度からの休止について説明し、ご理解をいただいたところであります。

なお、冬期間については、これまでどおり開設し、地域の皆様にご利用いただくこととなります。

6点目は、児童生徒が全道・全国大会において、好成績を収めましたので、ご報告いたします。

10月3日に開催されたヤマハミュージックジャパン主催の「エレクトーンフェスティバル2021」北海道地区大会・アンサンブルコンクール部門において、磯分内小学校6年小林凜穂さん、磯分内小学校4年小林華穂さん、磯分内小学校4年鈴木璃桜さん、標茶小学校6年林音羽さんが、小学生高学年部門において、金賞を受賞されました。

10月19日に、2021年度北海道「防火・防災」作品コンクールにおいて、標茶小学校5年の佐藤彩夢さんが、小学生作品部門において、最優秀賞にあたる北海道知事賞を受賞されました。

11月21日に札幌市で開催された柔道の「第28回横井七之助旗争奪北海道中学校新人団体優勝大会」3人1組女子の部で、標茶柔道スポーツ少年団所属の標茶中学校1年柳田真緒さん、標茶中学校2年浦川雪菜さん、標茶中学校2年矢島優芽さんが、見事優勝されました。来年の中体連での全道制覇と全国切符獲得を期待するところであります。

7点目は、標茶町図書館への図書の寄贈であります。

標茶町古本市の会から児童図書30冊（8万8,000円相当）、の寄贈をいただきました。

この会は昭和59年より古本市を開催して、その益金で図書館に図書の寄贈をしていただいております。子どもたちの読書推進を願っての寄付であります。今年で累計1,537冊（総額257万円相当）となりました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

本多君。

○9番（本多耕平君） 行政報告書の中で3ページに出ております、納税係の関係で令和3年9月から令和3年11月分の中で、差押執行が出ているんですが、この内容について簡単に説明願います。

○議長（菊地誠道君） 本多議員、最初に申しあげましたけれども、口頭による行政報告に対しての簡易な質疑ということなのでご理解いただけますか。

（「了解いたしました」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時22分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定8案に関し、付託いたしました、令和2年度標茶町各会計決算審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により委員長の報告を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより認定8案を採決いたします。

認定8案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定8案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議のものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号は、委員長報告のとおりいずれも認定されました。

◎総務経済委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第5。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

松下君。

○総務経済委員会委員長（松下哲也君）（登壇） 総務経済委員会所管事務調査報告について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告いたします。

調査事項は、多和育成牧場の経営状況についてであります。調査日時、調査場所は記載のとおりであります。

調査事項、多和育成牧場の経営状況について。出席者並びに調査の経過及び内容につきましては記載のとおりであります。

委員会の所見

近年、町内に民間経営の預託牧場や哺育センターが数社設立され順調な運営がされている中で、町営の育成牧場として長年、運営されてきた意義・役割は大きなものがあると理解されます。また、観光牧場としての役割も求められ、めん羊飼育による就労の場の提供の役割も果たしてきた。

今後の育成牧場の方向として、いかに安定した経営を目指すためには所有面積に見合った受け入れ頭数の設定が必要と考える。

令和5年より夏季2,300頭、冬季2,000頭、哺育500頭に設定してバランスのとれた収支見込みを示している。経営収支に大きく影響を与えるのは、購入飼料費であります。そのうちの40%弱が粗飼料の購入になっているということは、適正な受け入れ頭数を超えた状態といえる。利用休止中の牧区の草地整備を進め、粗飼料確保に向けた取組みを強化すべきと考える。バンカーサイロの整備に合わせ1年分の粗飼料の在庫量を目標とすることであるので早期の達成を願います。

上オソベツ団地の施設については、緊急時に利用するとなっているが、水道施設の復旧が現実的に困難なことを考えると今後に向けた検討を進めていくべきと考えます。

めん羊事業については、令和2年第1回定例会で「めん羊振興に関する条例」が制定されました。標茶町育成牧場において、優良なめん羊を育成し生産された羊肉と羊毛の還元に努め畜産と観光の振興に寄与することを目的に必要な事項を定めたものであります。肉のブランド化が大きく期待されているが、事業の取組みが進んでいないのが実態であります。様々な要因があげられておりますが早期に強力な取組みをしていくことを期待いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長（菊地誠道君） 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

深見君。

○厚生文教委員会委員長（深見 迪君）（登壇） 厚生文教委員会の所管事務調査の報告を行います。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

調査事項、特別養護老人ホームやすらぎ園の現状と課題について。

この課題については、令和3年7月19日及び同年11月10日の2回にわたって調査を行いました。

出席者、主な資料説明については、詳しい資料が皆さんのお手元にあると思いますので、それを読んでいただければと思います。

委員会の所見

職員の定数は決まっているけれども、現状、入所希望者が相当数いることから、定数を変えてでも100名の定員を維持すべきであり、そのための手立てを早急に検討すべきである。

特別養護老人ホームとケアハウス（軽費老人ホームC型）併設の方向性については、現実的な課題ではあるが、議会や町民の意見を取り入れながら早い時期に示すことが必要である。

現状抱えている特養やすらぎ園の課題について、研究、検討から進んでいるように見えない。本町の福祉政策の要として早期に方向を示すことが必要であり、同時に研究、検討の進捗状況を出来るだけ明らかにしながら進めるべきである。

以上、厚生文教委員会所管事務調査報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第7。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番・深見君。

○8番（深見 迪君）（発言席） それでは、通告に従って早速質問を行いたいと思います。

1点目は、コロナ不況打開のため生活困窮者に福祉灯油のさらなる充実をということです。

灯油の高止まりは、コロナ禍が収まらない中、住民生活に深刻な打撃を与えているが、町長の現状認識を伺いたいと思います。

既に、本町では「標茶町ほっとらいふ制度」を設け、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の5割、7割減額対象世帯または減額対象と同様な所得の世帯を助成の対象として年間灯油100リットル分の暖房費補助を行っていますが、灯油の価格は令和3年2月頃のリッター77円から上がり始め、11月15日には、おおよそリッター113円超となっています。実に、この1年たたないうちに約1.5倍のリッター36円の値上げであります。今後の動向についても見通しがついていません。

昨今は、タンクに満タンではなく50リットルとか100リットルだけ入れてほしい等の家庭も増えているのが現状と聞いています。

コロナ禍の中での生活応援として、現状の100リットルの上乗せ、対象世帯の拡大を考えてはいかがでしょうか。

また、生活保護世帯は冬季加算がありますけれども、灯油の値上げがあっても支給金額は変わらないのが現状であります。暖房費援助などすべきと考えますが、いかがですか。

飲食店などを含め事業者に対する支援なども道や国に要請し、同時に町独自でも行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員のコロナ不況打開のための生活困窮者に福祉灯油のさらなる充実をのお尋ねにお答えいたします。

灯油価格の高止まりは住民生活に深刻な打撃を与えているが、町長の現状認識を聞きたいとありますが、世界的な経済活動の活発化により原油価格は上昇傾向に転じるとともに、為替なども影響し、ガソリンや灯油などの燃料油価格について、高止まりの傾向が続いております。

本町は、これまでも標茶町ほっとらいふ制度により低所得世帯、老人世帯、障がい者、母子世帯等に対して、生活の安定及び福祉の増進を目的とするため、上下水道料金、暖房費、太陽光発電促進賦課金の一部を助成しております。暖房費の助成につきましては、100リットル分とし、12月時点での灯油価格を基準として助成していますが、現在、灯油価格の高止まりは、様々な経済活動や生活のおもしになっていると認識しているところであります。

コロナ禍の生活応援として、現状の100リットルの上乗せや対象世帯の拡大を考えてはどうかのお尋ねにつきましては、これまでも長引くコロナ禍にあっては、各種支援策としまして、町内で使用可能な商品券等を配布し、町民生活や事業者の支援を行ってまいりました。

本議会に上程する補正予算案に町民や事業者への応援と町内消費の拡大を目的に共通商品券として3,000円分、飲食店専用商品券として2,000円分、乳製品の消費拡大として1,000円分の牛乳券の、合わせて合計6,000円分の商品券を全世帯に配布する予算を計上させていただいており、暖房費の助成に特化した形ではありませんが、灯油の購入などにも使用できますことか

ら、現時点での暖房費助成の拡大については考えておりませんので、ご理解をいただきたいと
思います。

また、生活保護世帯への暖房費の助成につきましても、当面は前段でご説明申し上げたとお
りです。

なお、北海道の福祉灯油助成交付金の5割引上げや、国の補正予算にコロナ関係の予算も組
み込まれるものとの情報もあり、内容を注視するとともに今後の灯油価格等についても注意深
く見守っていきたいと考えておりますので、重ねてご理解をいただきたいと存じます。

3点目の飲食店などを含めた事業者に対する支援なども国や道に要請し、同時に町独自で行
うべきについてですが、国は月次支援金、北海道では特別支援金、飲食事業者等感染防止対策
補助金、宿泊事業者感染防止対策等支援事業等の制度がありますので、これらの制度を最大限
活用していただきたいと考えております。

また、国では、売上高減少率を基準に算定した額を一括給付する事業復活支援金の新設を予
定しているとの情報もあります。ただ、これらの各種補助金の制度の内容については分かりに
くい部分もあることから、商工会では引き続き申請のお手伝いや内容説明をしておりますので、
随時相談していただきたいと存じます。

国や道に対しましては、現在運用されている制度と今後の状況を見ながら必要に応じて要望
を行っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） もう少し町長の認識を伺いたいと思うのですが、先日、北海道新聞だ
と思うのですが、灯油代は昨年より1世帯2万円以上増えると試算するというふうに記事
が載っていましたね。これは標茶でもそのとおりでありまして、急激に灯油代が上がった結果
によるものだというふうに思うのですが、先ほどの町長の支援策、コロナ関係の支援だと思
うのですが、これ、例えば自由に使える商品券3,000円、大体ポリタンク1つぐらいですよ
ね。全道的にも2万円以上増えると試算するということは、大体どこもそうだと思うので
すが、これに対して、この支援の仕方がいかにも少ないのではないかというふうに思うので、私はちょ
っと大変だと、少ないのではないかという認識でいるのですけれども、町長の認識をもう一度
伺いたいなというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

議員から今あったように、現状については大変厳しく私どもも受け止めております。

ただ、うちの福祉灯油につきましては、12月の実勢価格で給付をするというふうになってい
ますので、ほかが定額でやっているのに対しては非常に親切な、困っている方にすぐ即時に対
応できるような形になっているのかなと思っています。

それと、現在今やれる部分について年明けに商品券、自由に使える分も含めてということで
ご説明しました。今、国が大型補正予算を組んでいる中身が実はよく見えていません。それら
についても、当然今のガソリン価格等の高騰等についても、ある程度自由にそれぞれの自治体

の状況において対応できるものがあるのではないかというふうには想定していますが、今この場でこういう形でというのがちょっと見えないものですから、今後の例えば1月以降の状況を見ながら必要に応じて検討していきたい、そんなふうに思っていますので、現状での今対応だということで、この後の国の補正予算等についてはまだ見えない部分がありますので、そういったことも含めて対応が可能であればやっていきたいと、そんなふうに思っていますので、ご理解いただきたいと。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 必要に応じた検討をぜひ進めていただきたいというふうに思いますが、先ほど町長もさらっと触れましたけども、北海道の知事が福祉灯油助成を5割上げると。これ、どこまで具体的になっているのか。あまりよく分からないような話もされていましたが、この交付金を5割引上げ、今、道議会の最中だと思うので、でも知事のこれ答弁なのだと思うのですね。その辺どうですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

私どものほうでも、新聞報道で知事の発言が出てからいろいろ振興局のほうにも、どういう状況であるというような確認をしているところなのですが、まだ振興局含めて具体的な情報は出てきていないところでございます。

もともとこの福祉灯油の制度といいますのが、本町の場合に総額で100万円分の2分の1というところで、今、北海道のほうから補助を受けていると。補助の中身としては50万円であるというところで、現在、今年度分については推移しておりまして、報道によりますと、それを50%上げるということでありますので、単純にいくと50万円の補助が75万円の補助になるというところで25万円の増額というふうに捉えておりますが、何せまだ本当に情報が乏しい中でございますので、現在うちのほうで得ている情報としては、そこまででございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 分かりました。実情に合わせた検討をぜひよろしくお願いいたします。
2点目の質問に入ります。

2点目の質問については、塘路・茅沼地区の開発計画の問題です。

町長は、当選後の最初の所信表明の中で、「人口減少対策として移住政策を強化し、塘路地区に分譲地を検討します。釧路市からの通勤圏であると同時に、釧路湿原国立公園に隣接する地域であり、大自然の中での生活や子育てを希望する人を全国から誘致します」と述べられました。今後の本町の発展を思うと非常に重要な施策であると考えますが、その考えに変わりはございませんでしょうか。

町長は「分譲地」と言いましたが、町外の人たちが来たくするような内容を価格も含めてどのように考えているのでしょうか。また、他の自治体の成功した経験を見ると、分譲地だけでなく、思い切った政策を展開して成功しています。結構若い人を対象にした、ターゲットにした、そういう施策であります。塘路地区に住宅を造って安く提供し、人口減を食い止める政策を実行するような考えはないのでしょうか。

インフラ整備は、自治体の住民に対する義務的事業と考えますが、茅沼地区の上水道計画を考え、新たな集落の発展を図るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員の塘路・茅沼地区の開発計画を具体的に進めるべきとのお尋ねにお答えいたします。

初めに、所信表明の中で、「塘路地区には分譲地を検討します。大自然の中で生活や子育てを希望する人を全国から誘致します」と述べた、その考えに変わりはないかとお尋ねですが、その考え方に変わりはありません。

次に、「分譲地」と言ったが、内容、価格を含めてどのように考えているか、また、塘路地区に住宅を造り、安く提供し、人口減を食い止める政策を実行するような考えはないかとお尋ねですが、分譲地については塘路市街地にある町有地の有効利用を考えておりましたが、上下水道の未整備等もあり、インフラ整備に莫大な資金が必要となり、現在その考え方を一時凍結しているところであります。

塘路地区に住宅を造るという点については、さきに述べた部分もありますが、空き家や空き地の有効利用等も含め視野に入れながら進めていかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の茅沼地区の上水道計画を考え、新たな集落の発展を図るべきではないかとお尋ねですが、課題として考えられることとして、給水区域の変更、基本設計として埋設用地交渉、国立公園エリアであれば環境省との交渉、設計及び工事等を含めると、およそ8年の期間が必要なことと、その費用負担、つまり事業費の調達と会計上受益者全体で負担が生じるという課題が考えられます。

昨年、決算委員会総括質疑の中で、議員から質疑をいただいた後に、地域懇談会を踏まえ地域会の状況についてご意見を頂戴しながら、飲用水の確保の観点から現実的な対策を関係課が連携しながら探り、地域会と引き続き協議を進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 確認なのですが、最後のインフラ整備の部分なのですが、8年かかる、受益者負担も結構かかるというようなこともあって、それから国との交渉もあって、いろいろ困難な点を述べられましたけれども、これ、やるつもりはあるのでしょうか。そういう方向でお話しされたのか、それとも、こういう条件があるので当分は無理だよというようなつもりでお答えになったのでしょうか。どちらでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 現実的な問題として、今一番困っているのは水道水の確保ということで、特に、今、議員のおっしゃっているその場所については、特定開発地域というエリアの中での問題点で、やはりそこを開発した事業者の基本的な考え方がどうなのか確認をしながら、その中で町がどういう支援が可能なのかということを今お話をしているという状況でありま

すので、最初から町がその部分について給水区域の変更を行いながら、莫大な費用をかけて、さらに受益者負担会計内での負担が当然増えることでありますので、今時点ではそういう考え方ではなくて、先ほど話しましたように、そこに住んでいる方と開発業者の方と、お互いに例えばどの程度の負担ができれば解決策が見いだせるかとか、そういったことをまず基本にししながら、お話をしているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 話を進めていただきたいなということを申し上げまして、3点目の質問に入ります。

3点目は、これは今年の2定で質問した内容に対して詳しく答えられているわけですが、あくまでも申請予定の内容でありましたので、今回改めて聞きたいと思います。

本町も「アイヌ施策推進地域計画」が認定され、具体的な各種事業が進んでいると思いますが、その具体的な内容を伺います。

第2回定例会での私の質問に対し、大まかな予定を金額も含め答弁されましたが、認定された予算額は幾らになりますか。

今後、何か年計画でどのような事業を進めようとしていますか。

本町には、憩の家周辺、サルボ・サルルン展望台周辺をはじめとしてアイヌの人たちの貴重な遺跡がありますが、誰もが分かるように掲示板、案内板の設置なども計画に入れてはいかがでしょうか。

以上。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 8番、深見議員のアイヌ施策推進地域計画でアイヌ文化の伝承、生活向上をとのお尋ねにお答えいたします。

初めに、「本町も「アイヌ施策推進地域計画」が認定され、具体的な各種事業が進んでいると思うが、その具体的な内容を聞く」とのお尋ねであります。議員ご指摘のように、標茶町アイヌ施策推進地域計画は、令和3年7月2日に認定され、今年度から事業を実施しているところでございますが、その内容につきましては、文化振興事業として、『標茶町文化財マップ』のデジタル化事業として文化財マップのデジタル化、アイヌ文化に関わる体験伝承事業としてアイヌ文化に関わる体験、ペカンペ採取体験、アイヌ文化に関わる学習支援。次に、地域・産業振興事業として、標茶町博物館ニタイ・トにおけるアイヌ文化展示資料整備事業としてアイヌ伝統音楽保存活用、常設展示室解説パネル多言語化、ペカンペ採取用舟製作、防犯設備の設置、アイヌ文化関連施設整備事業として旧塘路駅通所改修に係る実施設計、アイヌ文化伝承普及イベント事業として関係団体との調整を進めているところでございます。

次に、「第2回定例会での私の質問に対して、大まかな予定を金額も含め答弁されたが、認定された予算額は幾らか、今後、何か年計画でどのような事業を進めようとしているか」とのお尋ねですが、認定時の予算規模ですが、令和3年度の事業に要する経費は2,905万円に対し、交付金は2,324万円でしたが、1回目の計画変更を経て事業に要する経費を75万9,000円増の2,980万9,000円としたことにより、交付金額は60万7,000円増の2,384万7,000円となっております。

ます。認定された計画期間は、認定の日から令和8年3月31日となっておりますので、令和3年度から令和7年度までの5か年間となっております。文化振興事業として令和4年度、5年度はアイヌ文化に関わる体験、アイヌ文化に関わる学習支援、令和6年度、7年度はアイヌ文化に関わる体験、ペカンペ採取体験を計画しているところです。地域・産業振興事業としては、令和3年度はさきに述べたとおりで、令和4年度はアイヌ文化重要映像記録コンテンツの作成、ペカンペ採取用舟製作、旧塘路駅通所改修工事、イベントの実施、令和5年度は旧塘路駅通所内アイヌ文化の内水面漁業展示整備、イベントの実施、令和6年度、7年度はイベントの実施を計画しているところであり、計画変更後の5年間の総事業費は1億1,007万円、交付金額は8,805万6,000円となっております。

次に、本町における憩の家周辺、サルボ・サルルン展望台周辺をはじめとしたアイヌの人たちの貴重な遺跡があるが、誰もが分かるように掲示板、案内板の設置なども計画に入れてはどうかとお尋ねであります。推進計画の変更は内閣総理大臣の認定を受けなければなりません。議員お尋ねの内容については内閣府と協議をしながらできるものについて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 8番、深見議員のアイヌ施策推進地域計画でアイヌ文化の伝承、生活向上をについて、教育委員会から事業の内容についてお答えいたします。

標茶町アイヌ施策推進地域計画の令和3年度事業につきましては、主に8つの事業となります。

初めに、標茶町文化財マップのデジタル化についてですが、小学校で使用する郷土読本、標茶町文化財マップを、アイヌ文化の記述を増やし、PDFファイル形式にして幅広い活用を図るものであります。

次に、アイヌ文化に関わる体験伝承事業についてですが、塘路口琴研究会あそう会と連携して、ムックリづくり講座の開催や標茶のアイヌ文化を知る機会として長年考古学を研究されてきた西幸隆氏による講話の開催、また、体験事業としてペカンペを採取し、採取したヒシの実を使った料理を作り、実際に食べる事業であります。

標茶のアイヌ文化映像コンテンツの作成については、本町のアイヌ文化に関するガイドコンテンツを作成するもので、本町内には江戸時代後期から近代に至るまで幾つもの伝説や昔話が記録されていることから、これらをアニメーションの映像作品として制作し、本町のアイヌ文化についての理解を深めるコンテンツとして活用を図るものであります。

標茶のアイヌ伝統音楽保存活用については、博物館で保存しているアイヌ伝統音楽をデジタル音源化し、今後の利活用を図るものであります。

博物館常設展示室解説パネル多言語化については、インバウンドの旅行者への対応として、本町のアイヌ文化や歴史について展示している解説パネルを多言語化するもので、英語、中国語の簡体字と繁体字及びハングルの4か国語となります。

館内防犯設備の設置については、博物館ではアイヌ文化に関わる貴重な資料などが展示されておりますが、館内に防犯設備がなく、近年は他の市町村で盗難事件も発生していることから、

貴重なアイヌ民俗資料の適切な管理のため、防犯設備機器を設置するものです。

ペカンペ採取用丸木舟の製作については、塘路地区において伝統的に行われてきたペカンペ採取の際に使用されていた舟を復元するとともに、製作過程を記録、保存して、地域固有のアイヌ文化を伝承するものであります。

アイヌ文化関連施設整備事業については、旧塘路駅通所内の整備を行うもので、駅通所は改築された際に改変されていることから、駅通所としての本来の間取りへの改築も併せて行うもので、今年度はその実施設計を行うこととなります。

以上、8つの事業が今年度実施予定の事業となりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 1点だけ。

先ほど町長の答弁の中で、イベントの実施というのがありました。どういうものですか、例えば。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

イベントの事業につきましては、今年度につきましては実施する予定はないのですが、次年度以降、先ほど言いましたムックリの演奏会とか、そういったアイヌの伝統に関わる部分のイベントをできれば博物館の前庭などを利用して実施したいということであります。

以上です。

（「終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、深見君の一般質問を終わります。

11番・鴻池君。

○11番（鴻池智子君）（発言席） では、通告に従いまして、質問を行わせていただきます。

まず1つ目に、ヤングケアラーの実態調査について伺います。

最近の報道で、ヤングケアラーについて国や自治体が調査し、救済に向けて動き出したとありました。厚生労働省が今年4月に公表した全国の中高生の調査では、中学生の約17人に1人、高校生の約24人に1人が「世話をしている家族がいる」と回答しています。子供たちが家族内で世話に追われていることにより、学業や進路への影響、同世代からの孤立など懸念されています。

また、この子供たちは、自分自身をヤングケアラーと認識しておらず、周囲に相談相手がいない例が多いと言われています。

そこで、町としてヤングケアラーに対して実態調査を行っているか。行っているのであれば、どういう対応をしているのか。また、行っていないのであれば、子供やその家族を孤立させないための取組が必要だと思いますので、調査を行うべきと考えるが、町としての考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員のヤングケアラーの実態調査についてのお尋ねにお答えいたします。

お尋ねのヤングケアラーについては、明確な定義が定まっておらず、一般的には本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子供とされており、日本ケアラー連盟では具体例として、家事、兄弟の世話や見守り、家計を支えるための労働、看護、介護や介助など、その内容は多岐にわたっております。

また、ヤングケアラーの子供たちは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、自身がしたいと思っていたクラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間がつくれなかったりするなど、本来守られるべき自身の権利が侵害されている可能性があるとして指摘されています。

さらに、ヤングケアラーの実態に関するアンケート調査によると、ヤングケアラー自身がヤングケアラーとして認識しているかとの設問に対し、認識していると回答した割合は12%であったことが公表されております。

1点目のヤングケアラーの実態調査を行っているかとお尋ねですが、町ではこれまでヤングケアラーに関する調査は行っておりませんが、本年北海道が行ったヤングケアラーの実態調査につきましては、本町を含む道内の中学、高校の2年生を対象とした調査を実施しており、その結果は北海道のホームページで公表されております。

2点目の調査を行っていないのであれば調査を行うべきと考えるのお尋ねですが、町としては調査の必要性は理解しますが、その方法は直接アンケートを実施する方法や、要保護児童対策協議会、学校等でのヤングケアラーを疑う子供の把握等が考えられます。町としましては、学校、医療機関、福祉事業者、民生児童委員等からの情報を含め、実態の把握に努めることが重要であると考えており、ヤングケアラーの疑いのある事例を把握した場合は、要保護児童対策協議会や関係機関と連携し、問題解決に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 今、町長が言われたとおり、本当に目に見えないというか、見えてこない部分というのがあるところがこのヤングケアラーの実態だと思うのですが、私も、実際介護をしている現場で、そういうところを現実に見てきたところがありました。やはりそういうお子様という人たちは、やっぱり勉強する時間というのか、そういうのがなく、取られるということで、実際は私たちが訪問しているときには、部屋に閉じ籠もっているという場合が多く、いかにして、その子供たちとコミュニケーションを取って少しでも心の不安をというのか、そういうものを和らげてあげるという意味合いも持って私たちもちょっとそういうところには携わっていたのですけれども、私たち大人がそういうところをいち早く敏感に受け止めなければいけないということで、今、町長が言っていましたけれども、学校関係とかそういう人たちに対する、私たちに対する研修とか、何かそういう部分ということに対しては、町として何か進めていくという方向性はありますでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えさせていただきたいと思います。

研修とかを行う考えはないかというお尋ねだとは思いますが、いろいろ、今こういう時代ですので、ウェブ研修でありますとか、インターネットを使った研修というのが多種多様に開催されております。また、ヤングケアラーと言ってくってしまいますと簡単な話なのですが、それぞれの状況に応じた状態というのが、それぞれの各ご家庭であつたりとか、子供さんたちの特性であつたりというところで大きく変わって、必ずしも1つのものを町の中、もしくは場所をつくって研修することが全てではないと思っております、そういう研修の機会に情報等を関係機関を含めて情報共有してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） いずれにしても、やっぱり子供たちが何かしらのSOSを発しているのを私たちが敏感に受け止めるべきだというふうに考えておりますので、引き続きこれについては前向きに取り組んでいただきたいなど。そして、表に出てこない部分への支援、手を差し伸べることが大事だなどというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

多和平展望台のトイレを早急に建て替えるべきということで、多和平展望台のトイレについては、観光客、地元の人たちからも、よい評価は聞こえておりません。このたび、鏡の設置、落書きの消去、鳥の巣除去など対応されましたが、コロナウイルス感染症等の対策や収束後の集客拡大を見据えて、広く明るく清潔感のあるトイレに建て替えるべきと考えるが、町としての考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員の多和平展望台トイレを早急に建て替えるべきのお尋ねにお答えいたします。

多和平展望台トイレにつきましては、標茶町を代表する観光地である多和平展望台駐車場横に設置され、主に展望台利用者、キャンプ場利用者にご利用いただいているところですが、建設から34年が経過しております。これまで建物や衛生器具等に不具合や不備があった場合には、その都度修繕により対応しておりますが、施設の老朽化が進んでいることもあり、根本的な解決には至っておりません。

町としましては、補助メニューを活用した改修により対応してまいりたいと考えており、くみ取り式の便槽から浄化槽に変更し、トイレ設備の全面的な更新、また、ノンスリップの床シート、天井に羽目板張りをする内装改修、屋根の塗装や外壁木材の保護塗装といった外装改修も併せて行う計画としておりますが、現在、財源確保につきまして情報収集を行っているところでありますので、財源のめどが立った段階で進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） めどが立てばということなのですが、これは早急にめどが立つ

ものであるかどうかというのはちょっと今の段階では言えないのではないかとは思うのですけれども、まず改修するとして今の建物をそのまま使うという形の考えでいるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをさせていただきます。

先ほど町長の答弁にもあったのですけれども、計画としましては改修で考えてございます。衛生設備につきましても、全て新しく更新するという考えでやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 応援団がおりますが。

確かに日曜日、もう一回トイレを見に行ってみいました。それで、確かにきれいには壁とかはなっていました。そして、和式がまだ2つありますけれども、それも洋式に変えていただけるということも聞きました。ですが、もう少し個室の数を増やせないのかというのがこちらとしてのちょっと希望なのですけれども、個室数を今3つのところを2つくらい増やす。5室、それプラス掃除をする人たちのための洗い場というのですか、そういうものの置き場所というところも今の建物の中に入れるとなると、相当窮屈なものになるのではないかなというふうに思います。

そして、今現在トイレ掃除をしている人は、前日も課長ともお話ししましたがけれども、男性トイレのところからホースを引っ張ってきて、外に持ってきて、そこに水を入れて、そこで雑巾とかモップとかを洗っている状況であると。これはちょっと今の時代にそういうことをしているということ自体も掃除をしてくれている人にちょっと気の毒ではないかというふうな思いもあり、そういう施設も設備も全てトイレの中に入れるとなると、やはり今の敷地面積というか、そのスペースでは余りにも小さいというふうに考えるので、そこのところをもう少し柔軟に何かしらの方法でそれができるような方法がないかというのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えをさせていただきます。

まず、掃除の方のバケツ等を入れる洗い場につきましては、新しく新設をする予定でございます。これは男子トイレのほう、大便器のほうに余裕がありましたので、そちらのスペースに1か所設ける予定としてございます。個室の数ということで、多分女性トイレの数が3つというお話だと思うのですが、現状広さ的には3つから増やせることはできませんので、レイアウトはちょっと変わりますけれども、3つのままでということで考えております。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） あくまでも改修という答弁ですが、できればこちらにも建て替えていただきたいというふうに思っています。相当な金額がかかるということもこちらではちょっと聞いてはいるのですけれども、どうせ直すのであれば、後々のことも考えて一度きちんと直して

おくということも必要なのではないかと。今、コロナのときでもあるからでしょうけれども、大型観光バスがほとんど来ていないという状況もありました。その理由については、やはりトイレが今のトイレということだと、大型バスが来たときに時間内にさばき切れないというのですか、そういうのもあり、なかなか今度大型バスが来なくなったという話も一部聞こえてきております。あそこは冬場も常時開けているのですよね。ということで、やはり室内も寒い、便座が冷たいとかということも多々あり、難しいこととは思いますが、ぜひ建て替えの方向にも視野に入れて何とか進めていただけたらという思いですが。

（「分かりました」の声あり）

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 担当のほうからは改修という方向性が一番現実的な案だということで、今、進めているということですが、議員のほうから建て替えというふうになれば、場所の広さも含めて違う場所とかいろいろ検討しなければならないのかなということでございますので、まだそちらについての比較する資料も何も手元にございませんで、それら含めて実際にどのくらいの規模なのか、何倍の経費がかかるのか含めて、まず内部で検討させていただきたい、そんなふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 分かりました。ぜひとも前向きに検討していただいて、より多くの人が多和平に来ていただける状況をつくっていただきたいと思います。

終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、鴻池君の一般質問を終わります。

1 番・渡邊君。

○1 番（渡邊定之君）（発言席） 質問通告に従い、質問させていただきます。

1 つ目、生乳生産抑制とならないように要請すべきであるについて質問いたします。

コロナ禍により、牛乳、乳製品の需要が低迷し続けています。2020年度からの酪農肉用牛近代化基本方針で政府は、10年後には生産目標を50万トン増やし780万トンに設定したばかりであります。目標達成のため、畜産クラスター事業を推進し、その活用で規模拡大をしてきたのが現状であります。現在でも大型のフリーストール建設中の農家もあります。このような中で生乳の需要低迷が続くならば、本町の基幹産業である酪農業は危機的状況になると考えますが、町長の所見を伺います。

北海道のJA組合長も、「酪農は生乳の増産を進める中で、コロナ禍で需要が低迷し過剰在庫を抱える最悪の状態だ」として、危機感を募らせています。このような状況の中で、道農協酪農・畜産対策本部委員会は、来年度以降、増産を抑制する方向で検討中であります。具体的には、前年度比当初計画の3%増を1%増に抑えて危機を乗り越える方針とも聞いています。これが実施されると増産を目指してきた酪農家の経営が危機的状況になることも懸念されるが、町長の所見を伺います。また、以前のような生産調整が行われ、苦労して生産した生乳を捨てるような状況が起きる不安がありますが、どうですか。

現状を維持し、需要回復に力を入れるよう政府に支援策を求めるべきだと考えますが、どうですか。

また、当面、畜産クラスター事業の活用などで大きな融資を受けた酪農家に対し、借金の返還期間を延ばすなどの措置を講ずることが必要だと考えますが、いかがですか。

さらには、関係機関と協議もし、乳価を現在の危機的状況乗り越えられるように、さらに上げられるように政府に働きかけるべきと考えますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員の生乳の生産抑制とならないよう国に要請すべきとお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本町といたしましては、畜産クラスター事業導入による効果をはじめ、生産者個々の経営努力や規模拡大の効果もあり、牛乳生産量も令和2年には対前年比105%の17万2,479トンとなりましたが、新型コロナ禍に伴う需要減などを理由として、12年ぶりの生産抑制がされるという情報が入ってきております。この状況が長引けば、町内酪農業はもとより、各産業への影響も想定されますことから、非常に危惧すべき状況と理解しております。

1点目のお尋ねであります。酪農家の経営が危機的状況にある懸念及び生乳廃棄の不安についてですが、北海道農協酪農・畜産対策本部、いわゆる酪対では、平成18年度から平成20年度にかけて減産を実施した際、酪農家飼養頭数を減らすなどし、結果その後の生産量回復まで数年を要したことを踏まえ、今回、減産目標を回避したことは一定程度の評価がされているものと思いますが、令和4年度はJAしべちゃ全体で5,000トンの減産をしなければならない状況と聞き及んでおり、いずれにしましても、引き続き業界の動向について注視していく必要があると認識しており、町としましては、生乳廃棄にならないよう、乳製品の非需要期に当たる年末年始から牛乳乳製品の消費拡大やPR活動を実施していくこととしております。

具体的には、JAしべちゃが中心となり、町内全世帯を対象に牛乳贈答券1,000円分を配布する予定となっており、その費用の半分を補助金という形で支援をさせていただくほか、新しい給食調理場への移転の都合上、給食停止となる町内各小中学校では12月13日から24日の間のしべちゃ牛乳を町で用意させていただくことを検討しており、後ほどご提案申し上げる一般会計補正予算案に盛り込んでおりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、標茶町酪農振興会連合会でも、各種イベントでの牛乳消費拡大、PR活動を展開される予定となっております。小さな取組かもしれませんが、こういった取組を続け、現状を多くの町民の皆さんに理解していただき、乳製品消費拡大の意識が大きくなるとなって広がっていくことを期待しております。

次に、現状を維持し、需要回復に力を入れるよう政府に支援策を求めるべきのご指摘でございますが、新型コロナ禍による生乳の需要緩和の要因としては、政府の要請を受けての小中学校の臨時休校に伴う学校給食牛乳の停止に加え、外食産業の休業や営業時間短縮による業務用乳製品の需要減少などによるものであります。国においては、高水準にある乳製品在庫量の適正化に向けた支援を実施し、牛乳消費につなげようと努力されておりますが、新型コロナウイルスが収束して経済活動がコロナ前の状況にまで回復しなければ根本的な需要回復には結びつ

かないと考えております。地域の基幹産業を守るために、政府が取り得る効果的な支援策があるのであれば、関係機関、団体とも連携し要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと存じます。

次に、大きな融資を受けた酪農家に対し、借金の返済期間を延ばすなどの措置をとのご指摘でございますが、生産抑制により経営計画の見直しを余儀なくされた生産者を救済するための措置が農業金融制度の中で実現可能であれば、関係機関においてご検討いただくことが生産者の不安の軽減につながるものと考えるところであります。

次に、乳価を上げるよう政府に働きかけるべきとのご指摘でございますが、北海道町村会では11月24日に中央要請活動を行っており、要請内容は、加工原料乳生産者補給金単価の適正な設定ということで、最低限現行水準を維持し、必要な対象数量を確保することについて国に要請しているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 生産計画の3%を1%に抑えて危機を乗り越えるという質問をしたのですけれども、この増産計画を1%に抑えるということから、新規就農者に与える影響というものは現実に起こりそうですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

一応、新規就農の方については、引き継いだ農家の酪農家の方の分を枠として基本的には引き継ぐというふうになっているので、基本的には問題はないというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 新規就農されて今年1年余り、年度末を迎えるわけなのですが、非常に当初計画に沿って生乳生産を続けてきて、結果的に生乳計画生産をオーバーする実績を残した、そういう農家に対してのこの抑制、生乳生産の割当てに対する対応というのは、具体的にはありますか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 今のご質問なのですけれども、まず今回、JAしべちやのほうで考えている対策ということで、令和3年度の目標数値からと比べて実績数値がどれぐらい伸びているかというようなことで4種類のタイプに分けてというところで、減産5%、4%、3%、実績数という4つのタイプに減産するというふうに新年度、令和4年度の計画数量を定めるといふふうにお聞きしておりまして、一律で同じ基準でやるのではなくて、それぞれの伸び率といたしますか、そういった形で考慮した形で一応そういった組合員さんのほうには説明をしているというふうには聞いております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 最後の質問で、関係機関とも協議し、現在の乳価の危機的状況を乗り越えられるように様々な面で政府に対応を求めるべきだという質問で、現在こういう生乳生産

抑制という時代を迎えながらも、外国からのバターの輸入量が約8,000トン近い輸入となっています。この8,000トンを生乳に換算すると、大体標茶町の乳量に近い16万トンぐらいになるというぐあいに計算されています。そういうことも含めて、こういう輸入、こういう時代であるがゆえに、この輸入もしない、輸入を止めるような働きかけも国に求めていくべきだというぐあいに思うのですけれども、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。私、先ほど答弁の中でも北海道町村会が中央要請を行ったりとかしていますし、機会あるごとに国会議員と会うタイミングでは、この乳価、それから牛乳の今置かれている状況についてはお話をしていますし、特にT P Pが発効してからもう数年がたって、徐々に徐々に外国からの輸入製品、特に乳製品について、乳製品に関わらず例えば牛肉関係についても国内に浸透しつつあるのかなというのは、皆さんいろんなスーパーとかに行っても感じるのではないかなと思うのですけれども、こういった部分も含めて、やはりいま一度、国内の畜産・酪農を守るための基本的な考え方をしっかりやっていただきたいということの話をしながら、例えばさらに、今、在庫で抱えている乳製品について、発展途上国とか食料危機になっているところに、例えば緊急支援をできないとか、そういった解消の方法とかあるのではないかという話を実はさせていただいております。そういうことでご理解を頂きたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） そういう意味で、様々な情報を得ながら、牛乳を廃棄するというようなことが起きないように対応していただきたいというぐあいに思います。

2つ目の質問に移ります。

危険なオスプレイ訓練の中止を求めるべきではないかについて質問いたします。

矢臼別演習場で12月5日から9日、初めてオスプレイを使う日米共同訓練を行うことが発表されました。標茶町を含む周辺4町長は、12日、演習場近くは酪農が盛んで、「オスプレイの低空飛行の音などで牛が暴れるおそれがある」などとして、北海道防衛局に対し、住民への配慮や安全対策の徹底を求めたと報道されていますが、その際、北海道防衛局の返答はどうであったのですか。

アメリカ本土では、住宅密集地や酪農家などの上空の飛行は禁止されていると聞いていますが、今回の訓練では、住宅密集地はもとより基幹産業である酪農地の上空を飛来することはないのですか。

騒音や多数の事故を起こしているオスプレイの訓練飛行経路をはっきりするべきであると考えますが、伺います。

最近では、今年の9月22日午後9時半頃、横田基地所属のC V-22オスプレイ1機が、飛行中に警告ランプが点灯し、仙台空港に緊急着陸。都と周辺6市町は「人命に関わる重大事故につながりかねない」と原因究明などを求めたという事例もあります。過去4年間でもこのような緊急着陸は12件もあると聞いていますが、オスプレイの矢臼別訓練そのものを拒否するよう強く要請すべきであると考えるが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1 番、渡邊議員の危険なオスプレイ訓練の中止を求めるべきではないかとお尋ねにお答えいたします。

1 点目の北海道防衛局に対し、住民への配慮や安全対策の徹底を求めたと報道されているが、その際の北海道防衛局の対応はどうであったかのお尋ねですが、さきの行政報告のとおり、11 月12日に関係4 町による矢臼別演習場周辺自治体協議会として、北海道防衛局に要請を行ったところでございます。

これに対する北海道防衛局からの回答でございますが、「訓練内容の公表については、可能な限り早期に関係自治体にお知らせできるよう引き続き努めていく。夜間訓練の有無に関する事前公表及び詳しい飛行経路の情報提供については、夜間訓練は天候や訓練の進捗状況によって変動すること、また、詳しい飛行経路については米軍の運用に関わることであり、詳細については承知していないが、伝えることができる情報については可能な限り速やかに関係自治体にお知らせしたいと考えている。訓練に当たっての徹底した安全対策については、従前から安全確保に万全を期しているところであり、今回の訓練においても、改めて米軍に対して安全管理を徹底するよう求めていく。また、訓練期間中は、訓練状況の把握や不測の事態への対応などのため、職員を派遣し、国として責任を持って適切に対応していく。オスプレイの飛行における農家等への配慮については、米軍はオスプレイの飛行に関し周辺住民に十分配慮し、最大限の安全対策をとることとしており、日米間の合意を遵守するものと承知している。また、周辺地域では多数の方が酪農を営んでいることを踏まえ、十分に配慮して飛行するよう米側に求めていく。騒音測定の実施については、訓練期間中、職員を配置し、オスプレイの飛行に関する情報について可能な限り情報提供を行うとともに、オスプレイの騒音測定を実施し、その結果をお知らせする」との回答があったところでございます。

2 点目の住宅密集地はもとより基幹産業である酪農地の上空を飛来することはないかのお尋ねですが、前の質問の北海道防衛局による回答の4 点目にあるとおりであるとご理解をいただきたいと思います。

3 点目の訓練飛行経路をはっきりすべきであると考えがどうかのお尋ねですが、行政報告で申し上げたとおり、詳しい飛行経路の情報提供を求めたところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

4 点目のオスプレイの矢臼別訓練そのものを拒否するよう強く要請すべきであると考えがどうかのお尋ねですが、オスプレイが来るということに反対の意思表示をしながら要請を行ったということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1 番（渡邊定之君） 私は、このオスプレイの訓練を中止すべきではないかという質問に当たって、今年の2 月にもうオスプレイは本当は矢臼別演習場に来るという報道がされたのですが、結果的には来なかったということの原因について、飛行してはいけない理由に、マイナス15度以下になるような地域では故障を起こすという資料が手に入りましたし、マイナス

10度以下で羽根の防水箇所3か所が故障するとか具体的に、この辺に北海道の道東の空で飛行するには本当に危険な機種であるといえますか、そういう意味では、非常に酪農家にとっても、こういう地域で生活する、訓練所の近くで経営、生活を営む人たちにとっては非常に危険な機体であるということを本当に見まして、これは絶対に本当にこの飛来、訓練を中止させなければならないという思いで質問しました。どうかそういう意味では、もっともっと情報を収集し、本当にそういう危険のある機体であるということが分かれば、直ちに中止の先頭に立ってほしいというぐあいに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、渡邊君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君）（発言席） 通告いたしております2点についてご質問をいたします。

1点目は、LGBT（性的マイノリティー）の理解とパートナーシップ制度の導入についてを伺います。

人権は、私たちが幸せに生きるために、誰もが生まれながらに持っている侵すことのできない権利であり、社会において最大限に尊重されなければならないものです。

先月、11月13日、少年の主張で優秀賞に選ばれた中学生から、「知ることの大切さ」の演題でLGBTについて取り上げられておりました。

性の違いによって縛られないこと、「自分らしさ」を見つけ、自分を育てながら他者と違う生き方をしている人を認めることは大切なことです。様々なマイノリティーが存在していますが、LGBTに代表される性的マイノリティーについてどのように認識をしていますか、伺います。

ここ数年の性的マイノリティーを取り巻く社会の状況をどのように捉えていますか。これも伺います。

性的マイノリティーに対する偏見、差別は根強いものがあると言われており、そういった社会の中で悩み、苦しみを抱え、生活している人が本町にも在住しているのではとも考えます。超党派の国会議員でつくる「LGBTに関する課題を考える議員連盟」をはじめ、国会では差別解消のために法律制定に向けた議論がされるなど、LGBTを社会的に認知する動きが広まってきております。

LGBT総合研究所が2019年に全国の20歳から69歳の男女にインターネットを通じての調査をしたところ、34万8,000人が回答され、当事者10%、10人に1人がいることが示されました。

そして、社会人としてきちんと向き合う必要があるとしています。

同性カップルやLGBTへの差別や偏見の解消、そして同性カップルをこれまで阻んできた社会的制約の緩和、権利擁護の拡大を目的として、LGBTの人権を守る取組として、パートナーシップ制度があります。この制度、9月1日時点で全国118自治体で導入をしております。多様性を認め合う社会の実現という意味、当事者の現実を正しく理解をし、受け止め、人権、平等という観点はもとより、多様性を尊重し、誰もが「自分らしく」「安心して」「学び」「働き」「暮らせる」まちづくりのため、制度の導入が必要とも考えますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員のLGBT（性的マイノリティー）の理解とパートナーシップ制度の導入をのお尋ねにお答えいたします。

初めに、LGBTに代表される性的マイノリティーについてどのような認識をしているか伺うところのご質問ですが、今年開催されました東京2020オリンピック競技大会では、性の多様性に注目が集まるなど、以前よりは地域社会において認知され、言葉自体も浸透してきていると感じているところです。ただ、いまだこのことによる差別や人権侵害はなくなってはおらず、自らの性的指向や性自認をカミングアウトできずに悩み続けている方がいることも、また事実としてあると感じておりますが、性的によるものに限らず、マイノリティーの問題は、本町が取り進めようとしているSDGsの実現に向けて解消が必要なことであるとの認識を持っているところです。

次のここ数年の性的マイノリティーを取り巻く社会環境の状況をどのように捉えているか伺うところのご質問ですが、日本で唯一の性的マイノリティー法と言われている「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が平成16年に施行され、また、平成27年には地方自治体が同性パートナーの証書の発行を行う制度を始めるなど、政府あるいは地方自治体レベル、企業レベルにおいても、性的指向や性自認に関する課題解決に向け、徐々に動き始めてきているところではありますが、国内において正しい情報が共有できていないところもあるのではと感じているところです。

次に、多様性を尊重し、誰もが「自分らしく」「安心して」「学び」「働き」「暮らせる」まちづくりのため、制度の導入を求めるがいかにかとのご質問ですが、現在、北海道内におきましては、札幌市のみがいわゆる同性パートナーシップ証明制度を導入しているとの認識を持っております。この制度を導入したとしても、サービスを受けられるのは居住地のみであり、転出などにより生活の拠点を移した場合には、同様のサービスを受けられないという事態が生じるのが現状であって、より多くの自治体が導入を図っていかないと根本的な解決にはならないと思っております。

また、人口規模の小さな自治体では、町民と職員との距離が近く、スムーズな対応ができるのかといった懸念を持っているところであり、現段階での導入は時期尚早であると考えているところです。

今後は、法律に基づかない制度のあり方への当事者の声、国や他の自治体の動きを注視する

中で、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 前段ご質問申し上げて、どのように捉えているかというのは町長が答えてくださったとおりなので、再質問はないですが、パートナーシップの導入なのですが、今、答弁で答えられたとおり、北海道内はたった1の札幌市しかまだ取り上げられておりません。ただ、帯広市とか大きな市では、今、検討中ということで伺っておりました。

それで、近隣の町村が動きもないしというお答えなのですが、私はあえて申し上げて導入をということは、やはり先立って、近隣のモデルになれるように先立って導入してはという気持ちでご質問申し上げました。確かに、居住地でしか、制度があればそこだけでしかサービスは受けられませんし、例えば、今、管内で言う釧路町に移ったとすれば、釧路町は制度がありませんから、同じようなサービスが受けられないということも承知をしておりますが、ぜひ時期尚早と言わずに、いち早く佐藤町長、導入してくれたと、まちづくりのためにもう一度お考えをいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 鈴木議員の趣旨は十分理解をしております。

ただ、現実的には、先ほど答弁で申し上げたとおり、非常に厳しい状況の中でのいると思いますので、研究は進めていきます。私、今、帯広とかそういった大きな都市がそういう研究を進めているということを知りませんでしたので、札幌だけかなと思っていましたし、また、管内でもあまり首長が集まってもそういう話は出ないものですから、標茶だけ単独でそれやっても非常に効果は薄いかなと思っていますので、ただ、そういったことが話題に出るような状況がどんどん出てくればいいかなと思っていますので、引き続き研究させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 言われるところは自分も理解はいたしますが、効果が薄いというのは、その町で住んでいるから効果はあるのですね。ただ、正直言って、自分自身も本町にそういう方々がいらっしゃるかどうかは確認をしておりますので、その辺についてはちょっと弱いなというふうには思うのですが、何とかこれを先駆けて、皆さん、町民の皆さんが等しく生活できるようにという意味で、時期尚早と言わずに、ぜひ研究ではなくて検討をしていただければというふうに思いますが、もう一度お考えを聞かせてください。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 研究という私の意味は検討も含めての研究というふうに考えておりますので、ちょっと言葉がそうだとことでありますけれども、議員のお考えはよく理解しております。

ただ、状況がいろいろありますので、私どもにそういう情報がまだ少ないということもありまして、実際にどのくらいの町内にそういう方がいらっしゃるかとか、そういったことも一切分からない状況ですので、それらも含めていろいろ幅広く情報収集を行いながら、研究させて

いただきたいと言うと言われますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 本町は、男女共同参画基本計画もつくられていないですね。私もずっと議員になって、基本法ができてからあえてそれに触れてこなかったのは、うちの町としては触れなくても対等な立場に立って性差なくということを理解されているだろうという思いがあったものですから、触れてもきませんでした。

ただ、男女共同参画社会基本法の中でも性差なくということも言われておりますので、ぜひ、今、町長が答えていただいたように、研究ではなくて検討、研究と同じだということですから、していただければというふうに思います。

次に移らせていただきます。

2点目につきまして、乳幼児の健診における視覚検査についてお伺いをいたします。

乳幼児の健康診断、実はこの問題を取り上げるのは自分の議員の年数において初めての問題であって、これは自分の身内に弱視の子がいなかったら気がつかなかったというふうに自分で反省をしております。そういう意味で、今回はこの問題について取り上げさせていただきました。

乳幼児の健康診断は、様々な発育のチェック（視覚、聴覚、情緒など）や障がいの早期発見と早期治療や療育へつなげる役割を担っております。健診の1つ、視覚検査の状況についてお伺いいたします。

乳幼児の視覚、見え方についての発見は、どのような場面で行われておりますか。

町の乳幼児健診で視覚の検査が行われているのはいつか、何歳児なのですか。そして、どのような方法で行われているのかも伺います。

全く見えない場合は早期にでも保護者が気づきますが、見えてはいるが、見えづらいとか、見え方がどうかを発見するために、実際に健診の中でどのようなチェックがされていますか。

再検査となる子供の状況は、その推移についても伺います。

弱視と呼ばれる低視力の状態にある子供を早期に発見し、治療を開始することが極めて重要です。弱視については5歳までに治療を開始することが望ましく、発見が遅ければ視力の成長が止まり、治療しても反応しない、視力が改善しない状況が発生してしまうと言われていて、治療しても9歳児が限界と、釧路には盲学校がありませんが、帯広盲学校の教師から伺いました。そのためには、チェックのための検査体制を確実なものにしていくことが求められていると考えますが、どのように考えているのかをお伺いいたします。

スポットビジョンスクリーナーという検査機器があります。手軽に操作ができ、結果がその場で確認でき、短時間で子供への負担も少なく、検査ができるとのことです。早期発見と治療に結びつけるために、本町でも導入する考えはないかお伺いします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員の乳幼児健診における視覚検査についてのお尋ねにお答えいたします。

ご案内のとおり、乳幼児健康診査につきましては、生後4か月、7か月、12か月、1歳6か月、3歳児を対象にふれあい交流センターで集団での健康診査を行っております。

健康診査では、身体、運動発達、言語、情緒、社会性などの検査を行い、発育や障がいの早期発見や早期治療へつなぐ役割を果たしております。

1点目の乳幼児の視覚、見え方についての発見はどのような場面で行われるかにつきましては、乳幼児健診や保健師による新生児訪問、ふだんの生活の中での保護者の気づきなどになります。

また、乳幼児健診での視覚の検査が行われるのはいつか、どのような方法かにつきましては、視覚検査は3歳児を対象として実施しており、家庭内で視力0.5に相当する絵を描いたカード4枚を使い保護者が検査を行い、家庭内で検査ができない場合や絵カードが2枚以上見えなかった場合は、健診会場で再度検査を行い、その中で視力0.5が確認できなかった場合、眼科専門医につなげている状況であります。

見え方がどうかを発見するために実際の健診の中でどのようにチェックされているかにつきましては、前段で申し上げたとおり、基本的に0.5の視力が確認できるかになります。また、外見から判断できる可能性のある疾患については、医師の診察により専門医療機関へつなぐこととなります。再検査となる子供の状況と推移については、3歳児健診で経過観察とされたものが、平成30年度は4件、令和元年度2件、令和2年度ゼロ件、精密検査の対象となったものが、令和元年度1件、令和2年度1件の結果となっております。

子供の弱視について発見や治療の遅れにより期待する回復が見込めないのご指摘ですが、日本眼科医会で、子供の視力は6歳から8歳ぐらいに急速に発達、完成し、3歳児健診時に見逃すと、治療の遅れや十分な回復が望めないこともあるとされており、議員と考えを同じくするところであります。

検査体制を確実なものにしていくことが求められるがどう考えているかにつきましては、目は人間にとって生活するために重要な感覚器官であり、乳幼児健診時における視力検査をはじめとする各種検査体制の精度向上に向けた取組は常に必要であると認識を持っております。

最後に、補助検査機器を導入する考えはないかにつきましては、近年、医療機器製造技術の発達により、目の検査機器についてもハンディタイプの屈折検査機器が開発され、弱視の主な原因となる屈折異常や斜視のスクリーニングが幼児の負担にならず、短時間で簡易に検査可能な機器が製造されております。国においても令和4年度において機器導入に係る費用の補助制度創設が見込まれていることから、子供たちの健やかな成長を見守るとともに、疾病の早期発見、早期治療に資するものとして、機器の導入に向け検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 対象者が4名、2名、2名ということと、精密検査が昨年と一昨年1人ずつということで、私自身、もう少しいらっしゃるのかなという思いはしておりました。

でも、本当に目というのは大切なことで、耳よりも目のほうが、目を失った方々を見てきま

したけれども、本当に気の毒という言葉が適切かどうか分かりませんが、子供のうちから治せるのであれば、治してあげたいという、弱視について、あるいは斜視についてとか、そういうことについて、できるものなら早くのうちに治してあげたいという思いで質問をいたしました。厚労省のこの補助制度ができました。それで、ただ、私もスポットビジョンスクリーナーというのを知って、一応調べさせていただきましたけれども、金額がばか高いのです。それで、医療関係者以外の方にはお知らせできないというふうに書かれてしまって、えっと思ったのですけれども、本当に機器の代金が高いということで、導入する他町村、全道、全国で導入されている自治体では寄附、ふるさと納税もしくはクラウドファンディング、熊谷さんがよくおっしゃっている、ごめん、言ってしまった。そういう手法で器具導入をしているという自治体もあるようです。近くでは、鶴居村さんがこの機器を……ごめんなさい、自分確認していません。ただ、道内4市町村というふうに伺ったのですが、一番身近は鶴居村さんが導入されているというふうに聞き及びました。それで、例えば十勝管内であれば、1町村が、例えば音更で機器を導入したら、それを近隣の町村がお借りして検査に使っているという情報もいただきました。そういう意味からすると、子供の、乳幼児の異常が発見された人数が少ない多いではなくて、ぜひ将来の町を担う子供たちのために検討をしていただきたいということをもう一度伺って質問を終わらせていただきますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本当に機械については100万円以上するような機器でございまして、ただ、国のほうでも来年度に向けては2分の1程度の補助を出すという形に聞いております。クラウドファンディングとかいろんな方法で、もしくは負担額を少なくするような方法でというご提案だったのですけれども、今現状、3歳児健診というのは二月に1回やっていて、それを町村持ち回りとかというふうになってしまうと、やはりその部分は使う頻度、それから、またこれまでに受けてこられなかった3歳児健診の終わったお子さんとかも、この機器を入れることで早期の発見に結びつけられるかなというふうに考えております。そういう部分でいきますと、その辺の検査体制をどう構築するかという部分ではあるのですけれども、何とか単独で購入しながら対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 何とか対応できるということですので言うことはないのでけれども、正直言って、今そちらでもあった、100万円単位だったのですね。私は高額だというふうに聞いていましたので、1,000万円はする。このぐらいの機械ですよ。ですから、それでも1,000万円以上はするのかなというふうに正直言って思っていました。100万円単位だとすれば、ぜひ町長、機器の購入を目指していただきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 以上で6番、鈴木君の一般質問を終わります。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして、2点質問いたします。

まず、1点目ですが、コロナ後を見据えた商工業者の経営強化に手厚い支援をとということです。

コロナ禍によって、飲食や観光をなりわいとする商工業者は、依然難しい経営状況下にあります。新たな変異株の流行も懸念されますけれども、規制が緩和され一定の自由が保障されている今こそ、コロナ禍が収束し公的支援が途絶えた後の経営体制を模索しなければならない、そういう時期だと思います。コロナ禍以前の売上げに、経営を維持するために借り入れた資金の返済分を上乗せした額を売り上げなければならない状況にあるからです。そのためには、経営の効率化や業態の変更などに投資が必要になると思うわけですが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

これまで事業の拡大や空き店舗を活用した新規出店を後押ししてきた「標茶町GOGOチャレンジショップ事業補助金」の適用範囲の拡大、補助率、上限の引上げによって、商工業者が明るい未来予想図を描けるような支援をする考えはありませんか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員のコロナ後を見据えた商工業者の経営強化に手厚い支援をのぞきにお答えいたします。

1点目の経営の効率化や業態の変化などに投資が必要になると思うがどうかのご質問ですが、ウィズコロナ、アフターコロナにおける事業者から商工会に届いている声としましては、今の事業を継続していきたい、コロナ前の売上げの状況に戻したいという声が寄せられていると聞いており、ご指摘の投資を伴う効率化や業態変更については出てきておりません。

しかしながら、いわゆるゼロゼロ融資を利用された事業者さんは、コロナ前にはなかった償還金を経営努力の中で捻出しなければならないわけで、商工会では経営の効率化や業態の変化についての相談があった場合には、事業者それぞれの業態に合わせて専門家によるアドバイスを受けるための支援や情報提供について対応していただいているところです。

また、金融機関においても通常業務の中で、町内情勢を確認しながら相談に乗ったり、必要な融資ができる体制が整えられていると聞いております。

町内事業者への新たな投資に対する支援としましては、現在、中小企業振興融資の設備資金として1,500万円を限度とする融資制度がありますので、活用いただきたいと思います。

2点目の「GOGOチャレンジショップ事業補助金」の適用範囲の拡大、補助率、上限額の引上げによる支援とのご質問ですが、町内における商工業者を支援とした新たな店舗や事業所の開設、既存事業の規模拡大を目指す事業者に対して、平成19年度から行っております。補助率につきましては、補助対象経費が687万5,000円未満の場合は、50%以内、55万円を限度に、補助対象経費が637万5,000円以上の場合は、8%以内、1,000万円を限度としており、また、補助対象となる経費につきましては、新築、増築を含む店舗等の工事費、設備費、開業に伴う広告宣伝費、備品購入費、空き店舗、駐車場等の賃借料としておりますが、業態の変更等の適用範囲、補助率や上限額の拡大につきましては、具体的な要望を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

今後におきましても、商工会や金融機関などの関係機関と情報を共有しながら柔軟な支援を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 私は、今回この質問をするに当たって、様々な情報を収集し、町内の商工業者の現状がどうであるかということについて私なりに分析をさせていただいております。

新型コロナ関連の融資制度や給付金によって倒産件数こそ抑制されていますけれども、借入れた資金の返済が始まるまでに現在の経営が改善されなければ、持ちこたえられなくなる業者というのは当然増えると、そのように思います。コロナ感染が落ち着き、経済活動の回復が期待されるわけですが、コロナ以前に戻るにはやはり相当の時間を要し、生活様式の変化に合わせた新たな事業の展開というのが商工業者、業者の皆さんに求められていると、そのように私は思います。

そして、既に変異株が出現して、第6波の懸念が拭えない状態です。今この時点で事業を立て直す余力のない企業の業者の倒産というのが、今後、顕在化してくるのではないかと、そういった考えから、町としての独自の支援というものを考えておられるかどうかという質問を今回させていただいています。

ご答弁いただいた中では、商工会に寄せられている相談の内容、それから金融機関としてどのような準備をされているかということを伺いましたが、町として現状をどのように分析しているか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

町長のほうから答弁で商工会に寄せられている声、それから金融機関に相談ということでお答えをさせていただいたのですが、町自体には実は事業者さんからの相談というのは特に来てはおりません。ただ、町としても、コロナの影響がどこまで続くのか分かりませんので、今後の国の補助金等がこれから示されると思いますが、その辺を注視しながら、できることなどはちょっと検討していきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 今後の問題として、今、観光商工課長からお答えいただきましたけれども、今現在が勝負どころだと思うのですね。コロナ後ということを見据えて、例えば観光宿泊施設に10年、20年先を見据えていますということで大型の投資をしている本町として、10年、20年先に町内の業者さんが残っていなかったら、一体その経済効果を誰がどのようにして享受していくのかと、そういう場面ではないかなと思います。

そこで1つお伺いしますが、商工会のほうに相談されている内容というのは、私が言っているようなことと100%一致するものではないということで答弁をいただいておりますけれども、そして町のほうにはそういった相談がないというふうに今お伺いしましたが、現実問題として、経済産業省が所管する事業再構築補助金というものを利用して大幅な業態の変更というものに取り組んでいる業者が実際に町内にはあります。そのことについてはご存じですか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 私のほうには、ちょっと情報としては入っておりません。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 結局のところ、非常に有利な補助金であって、適用の範囲も非常に幅の広い、そういったものです。そういった情報を例えばエキスパートである役場で知らないということになれば、それは町内の業者さんは一体誰に相談してそういった事業の再構築を図っていくのかと。つまり、相談に来る方を待っているだけの姿勢で町の経済、コロナ後に向けて救っていけるかということだと思うのです。

当然、アンテナを高く上げていろんな情報を役場としても商工会としても集めておられると思うのですけれども、そのところ、もうちょっと情報収集をして、それを紹介して積極的に経営の立て直しに対して情報提供していくという、そういうことが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

観光商工課のほうに振興局を通していろいろな情報が寄せられてはいるのですが、一応役場のロビーですとか、インターネットですとか、ホームページ、その辺には情報提供はなるべくするようにということで体制は組んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） もちろん役所の立場として、今、課長がおっしゃられたようなスタンスというのは間違っていないのかもしれませんが。

ただ、町として、もし地元の業者さんの状況というのがどういった状況であるかというのを積極的に知る努力をして、それから相談に乗るような体制を取っていれば、もっと違う展開があるのではないかと思うのですね。情報を開示しています、広報に必要なことを載せています、相談があれば来てくださいという。でも、実際には、業者さんは自分で有利な事業を見つけて取り組んでいっている。補助率3分の2、最大6,000万円の補助です。そして、そういった比較的大きな事業に民間が取り組んでいることに関しても、なかなか町でも商工会でも情報把握していないというのがちょっと寂しいなという気はします。ということは、潜在的にはやはりそういった方々がまだいるのではないかと思うのですが、そういったことに関して実態を把握するという、そういった努力というか、何か策は取られてきていますか。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

先ほど振興局のお話をさせていただいたのですが、私どもとしても、事業者が一体どのような支援金なり協力金を使っているのか、また、その事業所はどこなのかという情報の提供を求めたことはあるのですが、振興局としては回答することができないというふうにお答えをいただいているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） もちろん役場の職員の立場としてというか、町の立場として、そうい

ったことになるのだらうと思いますが、いずれにしても、事業者が町に相談に来ないということに関して、どういった理由があるのかということも、やはり考えなければいけないのではないかなと思うのですよ。何かが不足しているのではないかと。そういったこともやはり考える必要があると思うのです。ホームページに載せたから、広報に載せたから、ロビーに掲示したから、そこからさらに踏み込んだ、そういった手当というものが、今、求められているのだと思います。そういった意味で、この先、そういった隠れた需要の発掘というのですか、そういう情報収集に努められるという、そういう考えはありませんか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

今いろいろ行われている補助制度やそういった支援策については、実を言うと、いろんなメディアを通じて行われていたり、いろんなチャンネルで実は地元の業態の方々が手を入れることができる環境になっています。以前のように、役所から流れる情報、それが商工会に行って商工会の会員に流れると、そういうものだけでは実はないのですね。私もいろんな方とお話をしていますが、全く町が知らないような形で最先端の事業を、数億円かける事業を自己資金含めて導入している方はいらっしゃいます。その方は例えば農協の組合員でありましたけれども、農協は一切関知しない、金融機関も全く関知しないで、実はやっている方、いらっしゃいます。そういうことは今の状況の中では当然出てくることで、逆に言うと、そういう方々が1人でも標茶町内にいるということはすばらしいことで、そういったことを、情報をどうやって出すことに例えば町が心がけるかとか、なかなか振興局に言っても個人情報として出してもらえないというのも、実はもちろんそういう環境もありながらやっていくと。

私も実を言うと、定期的に町内の金融機関の方と会っています。会って、いろんなしゃべれないような情報も含めて、今、非常に危険性のあるところがあるのかないかとか、そういった話をしながら、実は情報収集をしながら、今どういう対応が必要なのかとか、そういったことをやっているという状況なのです。ですから、一概にそういう最先端の事業を役場が知っているかとか、知らないかとか、私はそういうことではなくて、本当に情報をどうやって出ししていくか、そういうことが、今、一番必要だと思っています。

議員がおっしゃることもよく分かります。もし、そういう情報があれば、いち早く我々のほうに、担当のほうに議員のほうから伝えていただくとか、さらなる支援はないかとか、そういったことを、もし議員がそういう情報があったら、ぜひ教えていただいて、さらにそれを使う人がもしかしたらいるかもしれないし、商工会にいろんな情報は来ているのですけれども、それがもしかすると、うまく会員に末端まで行っていないのかもしれないですし、そういったことも含めて、ぜひお互いにそれは情報共有が少ないからこういう議論になるのかなと。私どもも反省すべきことは反省しながら、これから地元の事業者が1件も倒産が出ないように対応していきたい、そんなふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ただ、紹介した事業再構築補助金というのは、既に第4次の募集が11月17日に始まって12月21日締切りというようなことで、最先端ということを町長おっしゃりま

したけれども、これはかなりポピュラーな、そういうものであるというふうに私は理解しております。ただ、非常にその手の補助なり、そういったものは多いということは理解しておりますので、ぜひこれを機会にそういったことを、非常にこれは多岐にわたる補助メニューですから、そういったことを紹介できるようにまずしていただきたい。

それと、最後、最初の再質問で答弁いただいていない標茶町の商工業の方々の現状について、どのように考えているかというところを伺って、この質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 再質問の中で、標茶の商工業者の現状認識、答えていないということでしたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

町長の当初の答弁にもあったのですが、全体的な部分で申し上げますと、これから順調にいけば回復に向かっていくと、その過渡期の中で決して楽観できる状況ではない、そういうことも踏まえまして、午前中の質疑応答の中でもあったとおり、応援券等の発行をしながら、消費等について喚起を図っていくというところで考えております。まだまだ楽観できない状況である、あるいは先ほどの答弁にもあったとおり、売上げを上げるか経費節減できるところで経費節減するか、そうやってこれまでになかった償還金を生み出して、そして返済をしていく、そういった状況にありますので、なかなか大変苦しいところではあるのだろうというふうに思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） それでは、2点目の質問です。

一次産業の人材確保を積極的に行うべきということで質問します。

「北海道立農業大学校」は、酪農・畜産の技術と経営を2年間で学ぶ専修学校です。同校の起源である「北海道立農業講習所」時代から本町の基幹産業を担う優秀な農業者を多数輩出してきたことは、既知のとおりであります。

一方、脱炭素社会の構築が急がれる昨今、100年先までを見通した緻密な森林管理が求められており、本町の林業にとっては、専門的な知識を有する林業家の養成が喫緊の課題であります。このことから、2020年4月、旭川市に開校した「北海道立北の森づくり専門学院」への期待は非常に大きいものがあります。

酪農も畜産も、さらに林業も本町の経済を支える重要な産業というだけではなく、環境保全の面から内水面漁業にも影響を与えるため、専門的な知識を持った農業者、林業者を育成することは、本町の一次産業全体にとって大変重要なことと思いますが、いかがですか。

「北海道立農業大学校」「北海道立北の森づくり学院」の両校は、学校教育法第124条が定める教育施設ですが、一般的な奨学金貸付けの対象になっていない場合があります。標茶町育英資金についてはどうでしょうか。

コロナ禍によって経済状況が芳しくない学生にとっては、これらの専修学校を進学先とすることをちゅうちょする可能性があります。本町の学生が経済的な理由で、一次産業を学ぶ、その熱意を失うことのないようにしなければならないと思います。もし対象になっていなければ、

標茶町育英資金の貸付対象にこれらの一次産業関連専修学校を加え、積極的に人材確保に努める考えはないでしょうか。

また、対象となっていたとしても、標茶町育英資金に該当するという、あるいは標茶町育英資金の活用を周知徹底すべきと考えるが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員の一次産業の人材確保を積極的に行うべきとお尋ねにお答えします。

議員ご指摘のとおり、「北海道立農業大学校」は、本町の基幹産業を担う優秀な農業者を多数輩出してきており、また、これからの林業の担い手を専門的な知識を有する林業家に育成するための学校であります「北海道立北の森づくり専門学院」にも私は期待をしているところであります。標茶高等学校からも、令和元年度には北海道立北の森づくり専門学院、北海道立農業大学校にそれぞれ1名の進学、令和2年度には北海道立農業大学校に4名が進学しています。それぞれの学校で専門的な知識を習得し、さらに生産現場で実践する中から知識を深め、技能を高めることは本町の一次産業の人材確保には大変重要であると考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 引き続き、教育委員会に関するご質問にお答えいたします。

2点目の「北海道立農業大学校」及び「北海道立北の森づくり専門学院」を進学先とした場合の標茶町育英資金の奨学金貸付けの対象となっているかとお尋ねですが、両校とも学校教育法第124条に定める専修学校となるため、標茶町育英資金貸付金条例第2条の1号に規定する奨学金貸付条件に該当しますので、貸付対象となります。

また、対象となっても標茶町育英資金の活用を周知すべきと考えるがどうかとお尋ねですが、周知につきましては、町広報により就学期前の時期及び年度途中での貸付けも可能としているため、年度途中と合わせ年2回の掲載や出版社が発行する進学情報誌の奨学金制度掲載により周知しているところですが、今後は対象となる進学先などより分かりやすい内容とすることや、高校への周知も含め、進学に向けての後押しとなれるよう考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 令和元年、それから令和2年において両校への進学者がいたということの答弁をいただきました。この進学者の中で標茶町育英資金の貸付けを受けた者はいますか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

令和元年、2年の進学先に選んだ方では、奨学金の貸付けの申請をいただいた方はいらっしゃいません。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 私の周辺にも子弟が農業大学校を卒業していたり、あるいは農業大学

校で学んでいたという方もいらっしゃるわけですが、専修学校ということで、奨学金とかそういったものの中で、やはり該当しないという場合があるものですから、町の育英資金条例を見ても、一発で即座にこの学校が該当するかどうかというのを実は本人たちはちょっと迷うところがあるというふうに聞いています。

教育長のご答弁にあったように、今後こういった学校も育英資金の貸付けの対象になりますということをぜひ具体的にもし加えていただけるとすれば、本町の一次産業の人材確保にはずみがつくものと思いますが、その点もう一度お伺いしてもいいですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） 繰り返し答弁となりますけれども、それぞれ高校生が進学先で迷うというお話でしたので、より分かりやすく具体的な名前の大学校も含めて高校との連携を取っていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

（「以上で終了します」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、類瀬君の一般質問を終わります。

本多君。

○9番（本多耕平君）（発言席） それでは、私のほうから、2点通告に沿って質問いたします。

最初に、公共施設等総合管理計画の具体策はということで、お聞きをしたいと思います。

先般、標茶町過疎地域持続的発展市町村計画が発表され、令和3年4月1日より令和8年3月31日までの5か年とされております。その中で私は、特に公共施設に関する計画では、3つの基本方針により考え方が示されております。本町の実態を考えたとき、管理の在り方、方針については異を唱えるものではありませんが、5か年の計画であり、もう一歩前を見据えた実効性のある具体的な計画がどのようになっているか、進捗状況をお伺いしたいと思います。

特に、次の3点についてお伺いいたします。

本町において、未使用の公共施設が所管する課ごとにどのくらいあるのか。

所管する課ごとの年間維持管理費はどのくらいか。

3番目に、未使用施設の今後の具体的な利用計画はどのようになっているか、お聞きをしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、本多議員の公共施設等総合管理計画の具体策についてのお尋ねにお答えいたします。

1点目の本町においては未使用の公共施設がどのくらいあるかでございますが、管理課所管には1施設、中久著呂生活改善センター、保健福祉課所管では3施設、弥栄児童館、久著呂へき地保育所、阿歴内へき地保育所、教育委員会所管では3施設、阿歴内小中学校、久著呂中央小中学校、弥栄小学校の合計7施設でございますが、学校施設につきましては、一部地域の利活用、郷土資料館収蔵施設、教育備品の保管庫として利用しております。

2点目のその未使用公共施設の年間維持管理費はどのくらいにつきましては、管理課、保健福祉課分については、維持管理費はございませんが、建物災害保険として約14万円がかかっ

ております。

次に、教育委員会3施設につきまして、令和2年度の実績で維持管理費、建物災害保険等を合わせて約300万円となっております。これらにつきましては、学校閉校時の地域との協議の中で、地域の諸活動に施設を使用させてほしいとの依頼に基づき現状の維持管理を続けているものであります。

3点目の未使用施設の今後の具体的な利用計画についてでございますが、現在、公共施設等総合管理計画の改定を行っており、改定後、各施設の長寿命化計画の策定を行い、町有施設の具体的管理計画の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○9番（本多耕平君） それでは、ただいま町長のほうから私の3つについてのご返答をいただきました。

ご案内のように、近年、一次産業の農家戸数の減少ということで、郡部における特に学校施設あるいはまた農業関係の施設の、私はここで未使用、未利用というふうに書いておりますけれども、十分な機能を果たしているのかということが一番実は今後の課題として、あるいはまた今まで同僚議員もいろいろと質問しておりますけれども、どのようになっていくのかということをもっと私は懸念をしているわけでありまして。特に農家減少が一番大きいと思うのですけれども、それに伴って少子高齢化ということで、町の人口がどんどん減るというのは目に見えているわけですが、その中で特に学校関係の私は施設が非常に危惧しております。

といいますことは、郡部における閉校時の校舎の再利用、さらにはまた教員住宅の未使用、未利用あるいは一部使っておりますけれども、私はこれ以前に質問いたしましたけれども、財政課のほうから、いわゆるまちおこしの、あるいはまたお試し住宅にということでいろいろお話を聞きいたしました。

特に一部のところを例に挙げるわけではありませんけれども、例えば上茶安別の学校の教員住宅、現在まだ4つ建っておりますけれども、そのうちの2つはお試し住宅の住宅で使っているといます。2つについては、以前の私の質問では取り壊すという実はお話を受けていましたけれども、そのままになっております。あるいはまた、学校関係でありますけれども、実に町の財産としてもったいない。

先ほどの町長の答弁の中で、地域の諸活動に利用していきたい、このようなご答弁をいただきました。しかし、いかがでしょうか。さっき私申し上げましたように、だんだんと過疎的な、過疎集落という言葉が一時はやりましたけれども、それに近い現象の中で、あのような大きな学校が地域集落だけでそれを十分可能な裁量ができるのでしょうか、本当に。何年続いているのでしょうか。私は、あの大事なものを壊せとか建て替えろとかと今ここで申しませんけれども、いわゆる地域に任せておいただけでは本当にあの学校が、久著呂もそうですし、阿歴内もそうです。そういうものをこれからどのようにしていくのか。では、この総合計画の中では、公共施設の管理に関する基本的な考え方という中で、人口減少を見据えた整備の更新、住民ニーズへの適切な対応、民間活力の積極的な導入とありますけれども、これだけのいわゆる総論では、

こういう施設が本当に有効活用できるのかということが私は今の段階ではなかなか見えてこないですし、この計画が5か年でありますから、本当に今すぐにでもしていかないと、5年というのはあっという間にたってしまうと思うのです。

まだまだ例があります。上茶安別の保育所であります。地域の郷土館として使っているという、多分ご答弁をなさるでしょう。変な言葉で言えば、古い開拓者のものを置いているだけなのです。誰があそこに見に来ていますか。あるいは先ほど教育長の行政報告でありました。残念ながら、阿歴内のふれあい交流センターを閉鎖する、あるいは保育所を閉鎖する。このように集落がどんどん減っていつているときに、そういう公共施設が閉鎖なり休館なりしていったときに、しっかりとこの計画が総合計画を見据えて今後のものに持っていけないと、部分的には保険金の300万円とか、維持管理費の14万円とかとおっしゃいますけれども、無駄な経費をただただ費やすだけで、さらなる具体的な計画を各部署が、各所管するところが、私はいま一度考えていただきたいと思うのです。

さらに、もう一点だけ伝えておきます。

大規模の上御卒別の施設であります。私は以前この問題で質問したときに、あの施設は当時、ごめんなさいね、常陸場長でしたけれども、どうするのだとお聞きをしたら、多和平の牛が伝染病等々の病気にかかったとき、避難所にしたいというお話を受けていました。うーんという、私はまだ、どこかに書いてなかったかな。あるのです。避難所としての施設を考えていくという実は答弁をいただいていたのです。常陸君でなかったかな、場長な。私もそのことを頭に置きながら、先日も総務経済委員会の中で多和平の牧場施設でちょっとその話もいたしましたけれども、例えばそのときに大規模のあれだけの大きな機械を、多数ある機械を車庫としてできれば活用していきたいということもおっしゃっていました。というふうに、あるものをきちつとやっぱり年間の計画を立てて、私は今後この膨大にある公共施設、未使用といいますけれども、未利用という話もしますけれども、いち早く私は計画を立てるべきだというふうな気がするのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 議員たくさんのお話をお尋ねになられておりましたので、私どもに関係する部分からまずお話をさせていただきたいと思います。

まず、はっきりさせていただきたいのは、標茶町公共施設等総合管理計画というのは、平成29年3月に策定された、今、町で持っているのはこの計画でございます。

議員ご指摘の部分については、せんだって私どもで説明をさせていただいた標茶町過疎地域持続的発展市町村計画という過疎債を使用するための計画でございます。これは議員ご指摘のとおり、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間の計画ということで策定をさせていただいております。

この計画を策定する際に皆様にご説明をさせていただいておりましたが、公共施設等総合管理計画との整合を取らなければならないということで、この過疎地域持続的発展市町村計画の11ページには、この公共施設等総合管理計画との整合ということで、3点の人口減少、住民ニーズ、民間活力のというのは、この公共施設等総合管理計画の36ページに記載されているもの

をここに転記しているということで、私、説明させていただいたかと思います。

いま一つ議員に理解していただきたいのは、この公共施設等総合管理計画はせんだって臨時会のときに改定費用として予算を計上させていただいたときにご説明させていただきましたが、この計画の改定のための費用でございまして、これからこの計画の中身を今後どうしていくかという部分を改めて今これから策定し直すということでございますので、ぜひ私どものこの過疎の部分とちょっと混同してご質問なされないようにいま一つご理解をいただきたいということで、一言私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

それと、茶安別にございますお試し暮らし住宅でございますが、議員2棟ということでお話ししておりましたけれども、1棟は台風等の水害によりまして建物が若干傾いているということで1軒は使用不可となっているというところで、今現在ペット可と、ペット同伴可という建物として1棟のみ使用させていただいているというところでご理解をいただきたいと思います。

私ども企画財政課のほうでの所管事務についてご質問のあった部分について、お答えさせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・齊藤君。

○管理課長（齊藤昇一君） 本多議員の質問の中で、最後に町施設の全体的な将来的な構想というか、具体的な策ということがございました。

我々、今、企画財政課長が言われたとおり、9月補正をもって公共施設等総合管理計画の第1回目の改定、国の指針が変わりましたので、それをより具体的にという国の指針に従いまして、今、策定中でございます。

今後、改定後に各施設、全施設ですけれども、長寿命化計画を立てながら、建物の長期的、将来的な施設の利用状況だとか、老朽化などを見込みまして、存続するか、それとも廃止するかなども含めて検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 財政課長、ありがとうございます。

実は、この過疎地域持続的発展市町村計画のこのときにも話をしたら、同じお話を受けました。そのときに私の多分記憶では、卵が先かひよこが先かという話だったと思うのです。いわゆる今お話しになった総合計画、これが大本にあるのだと。それで、その際に過疎債を利用しながらどのような計画を組んでいくか。先日、管理課長もお電話をいただきました。それに伴ってのいわゆる長寿命化計画も組んでいって、これからの計画になっていくのだという実はお話も受けました。

だからこそ、私は言うのです。過疎債にしても、総合計画にしても、全て総論にしか、私、見えないのです。さっき言ったように、各郡部にある施設が基本的に地域との、町長の答弁でありましたけれども、地域との協議をしながら利用していくとか、あるいはまた郷土館として使っているとか、それはいいのです、それでも。いつまで続くのですかということを、私、言うのです。過疎債にしても、例えば、これはさっき言ったように5年ですよね。すぐ来てしまいますよ。もちろん長寿命化計画にしたって、以前にも出ています。こういうふうにしたい、ああいうふうにしたい。だからこそ、憩の家の問題にしてもああいうことがありましたし、

年々時代が変わるごとに施設も傷むし地域も変わっていくのです。ならば私が言うように、そういう公共施設なり、さっき違うと言ったけれども、美幌の堆肥舎もそうですけれども、建ったものを有効利用していくのなら、どうすればいいのだと。それを私は部局ごとに、企画財政だけで検討するのではなくて、部局ごとにきちっとやっぱりそういうものを大事に、取り壊すのなら壊す、使うのなら使う、これははっきりとやっぱり地域会と話し合いながら私は進めるべき、そういうふうにするのですが、再度これについてお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 組織、各課にわたるようなことでありますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどからの説明の中でも、あるいは町長の答弁でもあったのですが、今現在、公共施設等総合管理計画の見直しをさせていただいております。実は国のほうは、各町村、自治体、地方公共団体、公共施設等総合管理計画を定めなさい、その後に施設個別の計画も持ちなさいということを書いてきております。まだ本町においては、諸般の事情から、そういった作業、幾つか道路ですとか、そういった特定の分野については既に走っているのですが、まだ手をつけていない分野があるというところで、それが今、議員からご指摘いただいた建物等も含まれているというところであります。

個別施設計画を立てていくということになると、結構我々にとっては重たい課題だというふうに認識しておりますけれども、国の目指す方向というのが、行政の効率化という観点でどうしていくのか。使わないものは使わないなりに、活用できるものは活用できるように、そういった方向性をきちんと持ちながら、必要なものについては過疎計画、過疎債等々でバックアップしていくというのが国の姿勢だというふうに理解しておりますので、その辺、全体的なそごがないように今後進めていくというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 副町長、ぜひ、こういう計画が、失礼な言い方だけれども、決して総論にならないように、各論の上でまた議場でもって議論できるような計画のぜひ一日も早い提案、提出をお願いしたい、このように思います。

続いて、2点目であります。

緊急時のサイレン使用を要請すべきということでお話をしたいと思います。

安心・安全なまちづくりの中で町民は日々平穏な生活をしていますが、近年、自然災害が多発、また、火災による災害等が町内で発生しています。消防署員、そして団員の方々のご苦勞に感謝するものであります。前者だけでなく、町民一人一人が共助の気持ちで生活をしていることも、また事実であります。

では、どのようにして緊急事態を町民や団員の方々に周知するのか。以前はサイレンによって町民や団員に周知していたと聞きますが、現在はサイレンを使用することに町民からの苦情があり、使用していないとのことであります。共に住む町、安全・安心なまちづくり、災害は町民一人一人が助け合うためにも一刻も早くその実態を理解しなければなりません。その手段

は緊急サイレンが何よりと思います。町民の命と暮らしを守る町として緊急時におけるサイレンの使用を要請すべきと考えます。町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、本多議員の緊急時のサイレン使用を要請すべきとのお尋ねにお答えいたします。

議員からのご質問にもありますが、地域の安全・安心を守るという使命感の下、昼夜を問わず献身的に任務の遂行に当たっていただいている消防署の皆さん、また、お仕事をされながら、何かあればいち早く駆けつけていただくなど、町民の皆さんの心強い味方となっていただいている消防団の皆さんに感謝申し上げたいと思います。

さて、どのようにして緊急事態を町民や団員の方に周知するのかとのご指摘についてですが、携帯電話の活用あるいは現在本町として導入を進めている戸別受信機など、様々な手段によりお知らせし、一刻でも早く招集、避難などの対応をしていただけるよう、消防機関あるいは町としても導入を進めてきております。

その上でなお、サイレンについては、議員ご指摘のとおり、これまでも、これからも重要な周知方法の一つであることには変わりはないものと認識しているところであります。このことにつきましては、消防法あるいは本町の防災計画でもしっかりと位置づけられているところであります。苦情があるというご指摘もありますが、緊急時の命を守る行動を取っていただくためにも、サイレンによる周知は大切な手段であり、そういった観点からも緊急時のサイレンが鳴った意味、あるいはサイレンが鳴ったらどうしなければならないのかなど、町民の皆さんにご理解をいただくことも私どもの任務として改めて認識しているところであります。

いま一度、緊急時のサイレンの使用については、消防機関と確認をし、安全・安心なまちづくりに努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○9番（本多耕平君） 町長、今のご答弁で、私も鈍くなってきたのか、例えば緊急時のサイレン使用、今使っているのか使っていないのか。使っていないとすれば、行政として消防のほうに、組合のほうに要請していただけるのかどうか、単刀直入にお伺いいたしますけれども。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

組織として、消防組織、別な系統になっておりまして、町長が直接組織した消防であれば町長が設置者ということでストレートなお答えができるのですけれども、一部事務組合ということになっておりまして、ちょっと今それで、どういったお答えが適切なのか考えたところなのですが、サイレン、拡声器を使っているか使っていないかといえば、火災のときの招集には使っていないように思います。ただ、例えば、この間演習があったときにはサイレンは鳴りましたし、お知らせのときにはあれを使って火災警報中ですとか、そういったお知らせがされているというのが現実の認識として持っているところであります。

それから、先ほどの町長の答弁にあったところで、要請するのかもしれないかというところな

のですが、それについては標茶の消防として火災時の招集には団員さんを集めるためにはメール等を使って招集をしている、サイレンは使わなくなったという経過も聞いておりますけれども、それについては前段あったとおり、サイレン近くの住民から大変うるさいという苦情があったりして、なかなか使えなくなってきたというようなことも違う場面では聞いておりまして、そういう背景があって決めたことですから、要請というか、サイレンの活用について、この先協議をしていきたい、そういった内容の答弁であったということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○9番（本多耕平君） 確かに事務組合のほうですから、ここで町長ができるとかできないとか、これは私もある意味理解いたします。

ただ、その中で私はここで要請をしてくださいと。これは町民の代表として、議会の代表、行政の首長として私は要請していただきたいと。

ということは、サイレンというのは、辞書で今朝引きました。あちら語、私、弱いものですから、英語が弱いものですから。サイレンとは「高い音を出す信号機」と書いてありました。

それから、先ほど副町長の答弁の中で、サイレン使用とは何、事業のとき、定刻のとき。私が言いたいのは緊急時なのです。確かに、昔は12時の何かサイレンですとか、いろいろ鳴っていたと思うのです。確かに住民の方、うるさいでしょう。でも、私が言うのは、緊急時なのです。火災ですとか、町民にいつとも早くその災難を知らせなければならないときに使ってくれと言うのです。

町民の安心・安全、前段私言いましたように、町民一人一人が共助の気持ちでもって生活しているときに、例えば、ここのうちが火事になった。隣のうちに障がい者がいた。いわゆる弱者の人がいた。気づかなかった。でも、その隣の人がサイレンに気づいてうち出たら、隣のうちが火事になっていたから、すぐ助けに行ったとか、そういうやっぱり一人一人がそういう緊急によって助け合う気持ちを私は大事にしていきたいですし、私の記憶では何年か前にもあのサイレンの音が聞こえないからどこだかに作れとか、作ってほしいとかという、私は記憶があるのです。もう私10年ぐらい議員になってありますけれども、どなたか議員が、サイレンの聞こえが悪いから、サイレンの方向を変えろとか、スピーカーですね。そのぐらいあの当時はサイレンの必要性というのは、私は皆さんが理解していたと思うのです。

確かに、12時、子供を寝かせるときに、いきなりサイレンが鳴ったらうるさいでしょう。私は、ああいう定時なときに鳴らせとかと言うのではないのです。私は緊急時に町民一人一人に一刻も早く、団員の方も言うのです。スマホか携帯か何かに連絡が入るけれども、あれも必要だけれども、サイレンが必要だということは団員の方も言うのです。これは、ここに消防組合の議員の方がいらっしゃいますので、私はぜひその方たちも、少なくとも標茶の町においては緊急時におけるサイレンの使用だけはするべきだということをお願いをしたい。改めて町長にその要請をすることをお約束することをぜひお願いして、再度答弁をいただいて私は質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 言葉足らずのところがあったようですので、ちょっと前段私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

要請については、町長から後ほどお話があるかというふうに思います。

先ほど現状のサイレンの使い方についてちょっと思いつくままに例示をしてしまったのですが、緊急時というふうに議員はおっしゃっていますけれども、火災も含めるかどうかということはあるのですが、実際に釧路川氾濫の危険が迫ったときにサイレンは使って、聞こえる範囲で住民の避難を促している、そういう活用の仕方はしているところであります。

それから、町長の答弁の中で、消防法あるいは本町の防災計画でもしっかり位置づけられている。それはサイレンの利用方法について定義されているというところでありまして、現状十分な活用がされていないのであれば、防災計画上の表現の仕方も考えなければいけないしというようなところで、そういったことも含めて消防さんと協議をしていきたい、そういった思いでありましたので、ご理解をいただきたいと思います。

（「終わります」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で9番、本多君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時37分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第11号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。報告第11号を議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 報告第11号の内容についてご説明いたします。

本件につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第8号）の専決処分であります。

内容につきましては、衆議院議員総選挙に要する経費の補正であります。

補正額は歳入歳出それぞれ20万円を追加し、総額を126億2,488万9,000円とするものでございます。

なお、本件は10月8日をもって専決処分させていただきました。ご承認のほど、お願い申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

報告第11号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

専決処分書（写）

令和３年度標茶町一般会計補正予算（第８号）は別紙に定めるところによる。

上記事件は、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分する。

別添の令和３年度標茶町一般会計補正予算書１ページをお開きください。

令和３年度標茶町一般会計補正予算（第８号）

令和３年度標茶町の一般会計補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126億2,488万9,000円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にしたがい、ご説明いたします。

８ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、２ページ、３ページの「第１表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

以上で、報告第11号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を承認して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第11号は承認されました。

◎議案第73号

○議長（菊地誠道君） 日程第9。議案第73号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第73号、標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、令和3年8月4日交付されました健康保険法施行令等の一部を改正する政令等により、出産育児一時金における支給額の見直しを図るものです。

改正内容につきましては、産科医療補償制度の掛金が、1万6,000円から1万2,000円に引き下げられたこと、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給額については42万円を維持すべきとされたことを踏まえた内容になっております。

なお、本案につきましては、11月24日開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の3ページ、及び議案説明資料1ページをお開きください。なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

議案第73号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページにまいります。

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険条例（昭和34年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正するものです。

規定中の支給額を改めるものであり、第7条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改めるものです。

附則といたしまして、

この条例は、令和4年1月1日から施行するものです。

以上で、議案第73号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 確認の意味で伺いたいんですが、この条例の改正には別に異議があるものではないのですが、本町は町立病院で出産の取り扱いをしておりませんが、過去に出産一時金が出て、ただども病院への未払いがあったということで、直接、手当から出産の医療費が引き去るといいますか、そういうことがあって病院への未払いがなくなったということが

ありました。

これを他町村というか、例えば釧路市の産科等においても適用されているのかどうかを伺いたい。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

質問の内容と答弁が一致するかどうかわからないんですけれども、現在、医療機関等では妊産婦との代理受領契約に基づいて連合会を通じて医療機関に払うというシステムになっておりまして、差額については、妊産婦の方からの申請に基づき、申請人に払うという状況ですけれども、現状においては直接医療機関から請求があれば連合会を通じて町から支払っているという感じになりますので、現状は本町においても、ご質問内容のようになっているかと考えますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第73号は原案可決されました。

◎議案第74号

○議長（菊地誠道君） 日程第10。議案第74号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第74号の提案趣旨及びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町アイヌ住宅改良資金貸付条例の一部を改正する条例で、内容につきましては、本条例で参照していた「過疎地域自立促進市町村計画」が第3回定例町議会で議決いただいた「標茶町過疎地域持続的発展市町村計画」にかかわったことにより、当該市町村計画を本条例内で貸し付け対象の要件として参照していたため、条例の改正が必要になりました。

本条例の改正に当たり、対象となる条項全般について見直しを図り従来は住宅の所有を要件としていた部分を改め、本制度の利便性を高めるための規定の見直しについて提案するもので

あります。

以下内容についてご説明申し上げます

議案書 5 ページ、議案説明資料の 2 ページをお開きください。なお、説明資料は新旧対照表となっております。

議案第74号 標茶町アイヌ住宅改良資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町アイヌ住宅改良資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものであります。次ページにまいります。

標茶町アイヌ住宅改良資金貸付条例の一部を改正する条例

標茶町アイヌ住宅改良資金貸付条例（昭和51年標茶町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「し、自ら居住している住宅を所有（その者の配偶者、直系尊属又は直系姻族が所有する場合を含む。）するアイヌで、次の各号の一に該当し、かつ町長が必要と認めたものとする。」を「するアイヌで、町長が必要と認めた者とする。」に改め、同条各号を削る。

附則といたしまして、

この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第74号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第74号は原案可決されました。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 2時54分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

署名議員 1 番

渡 邊 定 之

署名議員 2 番

類 瀬 光 信

署名議員 3 番

長 尾 式 宮

令和3年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和3年12月 8日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第75号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第76号 標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第77号 標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第78号 令和3年度標茶町一般会計補正予算
議案第79号 令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第80号 令和3年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第81号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第82号 令和3年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第83号 令和3年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 4 議案第84号 名誉町民の決定につき議会の議決を求めることについて
- 第 5 議案第85号 令和3年度標茶町一般会計補正予算
- 第 6 意見書案第17号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書
- 第 7 意見書案第18号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を
求める意見書
- 第 8 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追 加 議案第78号 令和3年度標茶町一般会計補正予算
議案第79号 令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第80号 令和3年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第81号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第82号 令和3年度標茶町病院事業会計補正予算
議案第83号 令和3年度標茶町上水道事業会計補正予算
(議案第78号・議案第79号・議案第80号・議案第81号・議案第82
号・議案第83号査特別委員会報告)

○出席議員（12名）

1 番	渡 邊 定 之 君	2 番	類 瀬 光 信 君
3 番	長 尾 式 宮 君	4 番	松 下 哲 也 君
5 番	熊 谷 善 行 君	6 番	鈴 木 裕 美 君
8 番	深 見 迪 君	9 番	本 多 耕 平 君
1 0 番	黒 沼 俊 幸 君	1 1 番	鴻 池 智 子 君
1 2 番	後 藤 勲 君	1 3 番	菊 地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 長	武 山 正 浩 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	齊 藤 昇 一 君
農 林 課 長	長 野 大 介 君
住 民 課 長	伊 藤 順 司 君
保 健 福 祉 課 長	石 塚 剛 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	浅 野 隆 生 君
やすらぎ園長	穂 刈 武 人 君
農 委 事 務 局 長	川 村 勉 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社会教育課長兼 中央公民館長	服 部 重 典 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長（菊地誠道君） 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開議)

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 昨日の本多議員からの緊急時のサイレン使用に関する一般質問での質疑応答におきまして、「サイレンの使用実態を火災のときの招集には使っていない、メールを使って招集している、サイレンは使わなくなった」とご答弁申し上げたところなのですが、私の理解力不足による誤りがありまして、火災のときの招集には使っていないという部分については「消防職員だけで消火可能と判断された場合には使っていない」、それから「メールを使って招集している、サイレンは使われなくなった」の部分については、「延焼のおそれがある場合にはメールとサイレンにより、職員・団員を招集することを基本としている」というふうにご説明するのが正しいことがわかりました。

誤った内容での説明でありましたので、訂正をさせていただきたく、お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議案第75号

○議長（菊地誠道君） 日程第1。議案第75号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君）（登壇） 議案第75号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和3年6月11日に、同法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布され、課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものでございます

主な改正内容につきましては、子育て世帯の負担軽減の観点から、小学校入学前の未就学児の保険税を減額する規定を新たに設けるものでございます。

なお、本案につきましては、11月24日に開催された第10回標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案による答申をいただいておりますことを申し添えます。

議案第75号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをご覧ください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料により説明いたします。

議案説明資料の17ページ、議案第75号資料②をお開きください。

改正項目 1. 国民健康保険の被保険者に係る所得割額、関係条項、条例第 3 条、改正項目 2. 国民健康保険の被保険者に係る資産割額」、関係条項、条例第 4 条、改正項目 3. 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」、関係条項、条例第 5 条。

これらの改正内容は、いずれも関係法令の改正による規定の整理で、保険税は基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額と 3 つの区分がありますが、それらについて規定上の課税区分の明確化を図るため、規定を整備するもので、見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加えるものです。

施行につきましては、公布の日とするものです。

改正項目 4. 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額で、関係条項は条例第 5 条の 2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、この後説明する改正項目 7 の条例第 23 条の改正等に伴い規定を整備するもので、見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 1 号中「次号、第 7 条の 2 及び第 23 条」を「次号、第 7 条の 2 及び第 23 条第 1 項」に、「第 3 号、第 7 条の 2 及び第 23 条」を「第 3 号、第 7 条の 2 及び同項」に改めとするもので、施行につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとし、適用につきましては、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

改正項目 5. 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額で、関係条項は条例第 6 条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削るとするもので、施行及び適用につきましては、改正項目 1 と同じです。

改正項目 6. 納税義務の発生、消滅等に伴う賦課で、関係条項は条例第 13 条第 1 項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、「同条」を「その減額後」に改めとするもので施行及び適用につきましては、改正項目 4 と同じです。

改正項目 7. 国民健康保険税の減額」で、関係条項は条例第 23 条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、所得が基準額以下の世帯は、応益分の保険税（均等割・平等割）について 7 割、5 割、または 2 割の軽減を受けられますが、子育て世帯の負担軽減の観点から、さらに未就学児の均等割を 5 割軽減する等の規定の整備をするもので、第 1 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 2 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第 3 号中「第 703 条の 5」を「第 703 条の 5 第 1 項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日

以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（１）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア 前項第１号アに規定する金額を減額した世帯 ３,６７５円

イ 前項第２号アに規定する金額を減額した世帯 ６,１２５円

ウ 前項第３号アに規定する金額を減額した世帯 ９,８００円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 １万２,２５０円

次のページ、20ページをご覧ください。

（２）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額

ア 前項第１号ウに規定する金額を減額した世帯 １,４２５円

イ 前項第２号ウに規定する金額を減額した世帯 ２,３７５円

ウ 前項第３号ウに規定する金額を減額した世帯 ３,８００円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 ４,７５０円

補足説明といたしまして、この改正により軽減となる額の算定についてですが、上記

（１）基礎課税額分の被保険者ごとに課税される均等割額は一人当たり２万４,５００円です。

（１）のアは７割軽減の世帯になります。７割軽減に該当する世帯の被保険者均等割額は、２万４,５００円から７割分を差し引いて、７,３５０円が課税額となります。この世帯の中に未就学児がいる場合、今回の改正により、さらに５割減額されますので、７,３５０円の２分の１、３,６７５円が未就学児の均等割額の課税額となります。

（１）のイは５割軽減世帯になります。５割軽減に該当する世帯の被保険者均等割額は、２万４,５００円から５割分を差し引いて１万２,２５０円が課税額となります。この世帯の中に未就学児がいる場合、今回の改正により、さらに５割減額されるので、１万２,２５０円の２分の１、６,１２５円が未就学児の均等割額の課税額になります。

（１）のウは２割軽減世帯になります。ウも同様の考え方により、９,８００円が未就学児の均等割額の課税額になります。エは７割、５割、２割の軽減に該当しない世帯の場合についてですが、その場合は未就学児の被保険者の均等割額は２万４,５００円の２分の１、１万２,２５０円が課税額となります。

上記（２）は後期高齢者分ですが、考え方は（１）基礎課税額分と同じになります。

施行につきましては、公布の日。ただし、「係る」の次に「基礎課税額の」を加える改正規定を除く改正規定は令和４年４月１日から施行することとし、適用につきましては、ただし書きの改正規定は、令和４年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和３年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものです。

改正項目 8. 特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例で、関係条項は条例第23条の 2、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第 3 号において同じ。」の次に「及び」を加えるとするもので、施行につきましては、公布の日。ただし、「前条の」を「前条第 1 項の」に、「前条第 1 号」を「前条第 1 項第 1 号」に改める部分に限る改正規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行することとし、適用につきましては、ただし書きの改正規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

改正項目 9. 公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、関係条項は条例附則第 2 項、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、「第23条」を「第23条第 1 項」に、「同条第 1 項中」を「同項中」に、「第703条の 5」を「第703条の 5 第 1 項」に改めるとするもので、施行及び適用につきましては、改正項目 6 と同じです。

改正項目 10. 上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例、関係条項条例附則第 3 項から、改正項目 19. 条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例、関係条項、条例附則第 13 項までにつきましては、関係法令の改正による規定の整理で、いずれも同じ改正内容になります。「第23条」を「第23条第 1 項」に改めるとするもので、施行及び適用につきましては、改正項目 9 と同じです。

以上で、議案第75号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○ 8 番（深見 迪君） ほんの少し、前進したかなというふうに思いますが、令和 4 年度からですから予算はまだ出てないと思うんですけども、この 5 割軽減、わずかな金額だと思うんですが、国・道・町の負担の割合をもう一回説明してください。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

国・道・町の負担の割合についてということですが、今回の減額にかかる財源といたしましては、国が 2 分の 1、道と町がそれぞれ 4 分の 1 ずつという負担の内容になっております。

今年度の課税状況、被保険者数で試算すると未就学児の数は 10 月の時点で 79 名おります。この中で軽減世帯の未就学児は 22 名いるわけなんですけど、それももとに試算いたしますと、今年度の税率での資産になるんですが、国の負担が約 56 万 4,000 円、道と町の負担がそれぞれ 28 万円、合計で約 113 万円の負担という試算になっております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第75号は原案可決されました。

◎議案第76号ないし議案第77号

○議長(菊地誠道君) 日程第2。議案第76号、議案第77号を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長(石塚 剛君)(登壇) 議案第76号及び議案第77号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本議案2案は、いずれも令和3年8月2日に交付された、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第53号)」の施行に伴い、所要の改正が必要となったことから提案するものです。

内容といたしましては、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援施設等で作成・保存される書面等について、また保護者の利便性向上や保育所などの事業所の業務負担を軽減するため、電磁的記録による方法も可能とするための改正になります。併せて所要の規定の整備を行うものです。

議案書11ページ、議案説明資料24ページをお開きください。なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

議案第76号 標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開きください。

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成27年標茶町条例第2号)の一部を次のように改正するというものであります。

基準省令の改正により、新たに条の追加が必要となったことから、目次を改正するもので

す。改正文にまいります。

目次中「第53条」の次に「・第54条」を加える。

第2条の改正は基準省令中参照条項が改正されたことにより改正するものです。改正文にまいります。

第2条第23号中「法第43条第3項」を「法第43条第2項」に改める。

第5条の改正は、新たに第53条として電磁的記録等に係る改正を行うことで、第5条第2項から第6項までの内容を包括した内容となるため、削除するものです。改正文にまいります。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項の改正は、第53条の新設により内容が包括されるため、第2項を削除するものです。改正文にまいります。

第38条第2項を削る。

次の第42条の改正につきましては、基準省令の改正により規定の整理を行うものです。改正文にまいります。

第42条第1項第3号中「以下この号」を「以下この号及び第4項第1号」に改め、同条第4項中「特定地域型保育事業者による」を「次の各号のいずれかに該当するときは、」に改め、「に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 町長が、児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置、その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

次の改正文は新たに第53条を追加するために旧第53条を第54条とするものです。改正文にまいります。

第53条を第54条とし、同条の前に次の1条を加える。

新設される第53条は特定教育・保育施設等と保護者の間の手続きに関し、書面等によることが規定または想定されているものについて、包括的に電磁的記録や電磁的方法による対応を可能とするための改正になります。改正文にまいります。

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面

等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

２ 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

（１） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（２） 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

３ 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

４ 特定教育・保育施設等は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（１） 第２項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

（２） ファイルへの記録の方式

５ 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による

承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

次ページにまいります。

附則といたしまして、

この条例は、公布の日から施行するというものであります。

引き続き、議案第77号の内容についてご説明いたします。

議案書17ページ、議案説明資料30ページをお開きください。なお、議案説明資料は新旧対照表となっております。

議案第77号 標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページにまいります。

標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

標茶町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

目次の改正につきましては、基準省令の改正により新たに1条追加するため、規定を整理するものです。改正文にまいります。

目次中「第49条」の次に「・第50条」を加える。

第6条の改正は、地域型保育事業所の卒園後の受け入れ先確保のための連携施設の確保を不要とする場合の類型を整備するための改正になります。改正文にまいります。

第6条本文中「第3号において」を「以下この条において」に改め、同条第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同条第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条に次の4項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合、第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

4 町長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの。

次ページにまいります。

第16条第2項の改正につきましては、乳幼児の年齢や発達の段階、健康状況に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮など、適切に応じることができるものとして、

市町村が認める事業者からの食事の外部搬入を可能とする特例を定める規定の追加になります。改正文にまいます。

第16条第2項に次の1号を加える。

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第37条の改正は、参照法の指定について、本改正中第6条第5項第1号で指定したことにより、不要となったため改正するものです。改正文にまいます。

第37条第2項中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第40条の改正は、基準省令の改正に伴い、規定の整理を行うものです。

第40条中「(この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。)」を削り、同条ただし書を削る。

新たに第49条を追加するために旧第49条を第50条とするものです。改正文にまいます。

第49条を第50条とし、同条の前に次の1条を加える。

新設する第49条は、事業者の負担軽減等の観点から、諸記録等の作成・保存などについて電磁的記録や電磁的方法による対応を可能とする改正になります。改正文にまいます。

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附則の改正につきましては、基準省令において改正が行われ、従前の項建てでは改正に対応できないため、条建てに改めるとともに、附則第2条第2項として、施行日後に家庭的保育事業の認可を受けた施設の食事の提供について、この条例の施行の日から10年間一部適用を除外する規定を追加するものです。

改正文にまいます。

附則を次のように改める。

(施行期日)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関

する法律（平成24年法律第67号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（食事の提供の経過措置）

第2条 この条例の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると町が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型等に関する経過措置）

第4条 第31条及び第47条の規定の適用については、第23条第2項に規定する家庭的保育者又は同条第3項に規定する家庭的保育補助者は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

（利用定員に関する経過措置）

第5条 小規模保育事業C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

附則といたしまして、

この条例は、公布の日から施行するというものであります。

以上で、議案第76号及び議案第77号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

はじめに、議案第76号、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で、議案第76号の質疑を終了いたします。

次に、議案第77号の質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 私ちょっと理解ができないところがあるんですが、いわゆる今まで我々が言っていた保育ママ的な制度なのかなと思っているんですが、実態としていま標茶で実施されていないと思うんですが、実態をまず聞きたいことと、その場合、もしこれが実施された場合の保育料というのはどういうふうになるのか。それからこういう条例そのものが、町長のいろんな施策を今までみてきますと、公的な保育をずっと守ってきたわけで、こういう条例そのものが本町にとって必要なかどうなのか、まあ上からおりてきたからどうしても作らなきゃならないということは理解できるけども、丁寧な説明を受けましたけれども、必要ない条例なのかなというような感じがしたものですから、その点についてちょっと伺いたと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 3点ほどご質問をいただきまして、まず実態という部分でございしますが、町内にはファミサポという子どもたちを預かる社会福祉協議会でやっている事業がございしますが、実態として家庭的保育事業にかかる事業者と言いますかそういうものは、現状としてございません。一部該当するかなというところが、先ほど言いましたファミリーサポートという部分なんですけれども、ただ提供会員の数の問題でなかなか適用させることが、現状難しい状況で、社会福祉協議会のほうでも提供会員さんの募集はかけているんですがなかなか集まっていけないという状況があります。

家庭的保育事業の部分でいくと、過去の議会でも質問を受けておりますように待機児童がでた際に家庭内で保育ができないだろうかというようなところでご質問を受けて、一部、保育士でなくてもという部分もありますが、実際に家庭内で基準の面積を確保しながら、対応し、食事の提供を含めてやっていくというのが難しい部分ではないかなと感じているところであります。もしそういう家庭的保育事業をやる事業者ができた場合の保育料につきましては、当然いま町の施策でやっているゼロ歳児からの保育の無料化という部分がございますので、その辺を適用しながら、なんとか無料化の方向で、もしでてきて保育料が必要となる事業者がでてきた場合にはそのような方向で検討したいなというふうに考えているところでございます。

3点目の条例の必要性という部分でございますが、これについては議員のほうからご指摘があったように、国のほうで子ども・子育て支援法を施行して町のほうで条例を整備するという、縦の流れがどうしてもございます。その中で町に現状でないから条例がなくてもいいんだという考え方ではなくて、いつできても対応できるような整備ということで国のほうではある程度、こういう条例の考え方というのは町である程度考えていいよという部分の考え方と見習うべき基準、例えば保育の面積ですとか最低基準は国の基準に従ってくださいよというような規定をされています。それを町のこの条例の中で規定をしていくという流れでございますので、現状、なかなか難しい状況ではありますけれども、条例としては必要であると認識しているところであります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 3番目の質問は大変失礼いたしました。先ほど子育てサポート事業の例が出されましたけれども、この条例とは全く関係ないですね。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

失礼いたしました。お見込みのとおりでございます

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

以上で議案第77号の質疑を終了いたします。

以上で議題2案の質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題2案を一括して採決いたします。

議題2案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第76号、議案第77号は原案可決されました。

◎議案第78号ないし議案第83号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。議案第78号、議案第79号、議案80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号を一括議題といたします。

議題6案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第78号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第9号）であります。

本格シーズンを迎えた除雪対策、その他事務、事業等についての補正を見込み、歳入歳出それぞれ1億8,282万2,000円を追加し、総額を128億771万1,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、増額では、ふるさと寄附記念品贈呈事業3,380万円、子育て世帯への臨時特別給付金事業5,432万6,000円、新型コロナウイルス3回目接種に係る費用431万4,000円、育成牧場経費760万円、新型コロナウイルス感染症対策地域商品券発行事業2,468万6,000円、牛乳消費拡大事業260万1,000円、除雪対策費1億3,791万5,000円、消防における救急・レスキュー資材の調達費1,165万7,000円、標茶中学校防音事業3,452万8,000円を追加し、減額では、バス運行業務委託料501万4,000円、中山間地域等直接支払交付金事業7,863万円、町道整備事業2,817万9,000円の減額などとなっております。

他会計への繰出金につきましては、介護保険事業特別会計で30万円、病院事業会計では3,593万2,000円をそれぞれ減額いたしております。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税の追加及び前年度繰越金などを充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、継続費2件、債務負担行為3件、地方債で2件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

令和3年度標茶町一般会計補正予算（第9号）

令和3年度標茶町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,282万2,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億771万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

以下、内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがいご説明いたします。

14ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複しますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 継続費補正でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名は標茶中茶安別線道路改良事業、補正前の総額1

億9,130万円、年割額2年度3,430万円、3年度1億5,700万円を補正後の総額1億8,943万1,000円、年割額2年度3,430万円、3年度1億5,513万1,000円とするものです。

次に新たに設定するもので、10款教育費、3項中学校費、事業名は標茶中学校防音事業、総額は1億9,429万3,000円、年割額ですが3年度3,445万4,000円、4年度1億5,983万9,000円とするものです。

27ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名標茶中茶安別線道路改良事業、補正前の計で申し上げますが、年割額1億9,130万円、財源内訳ですが、国道支出金1億3,391万円、地方債5,730万円、一般財源9万円。前年度末までの支出（見込）額3,430万円、当該年度支出予定額1億5,700万円、当該年度末までの支出予定額1億9,130万円、継続費の総額に対する進捗率でございますが、2年度17.9%、3年度82.1%、計で100%を補正後の計でございますが、年割額1億8,943万1,000円、財源内訳は国道支出金1億3,260万1,000円、地方債5,670万円、一般財源13万円。前年度末までの支出（見込）額ですが3,430万円、当該年度支出予定額は1億5,513万1,000円、当該年度末までの支出予定額1億8,943万1,000円、継続費の総額に対する進捗率ですが2年度18.1%、3年度81.9%、計で100%とするものでございます。

次に10款教育費、3項中学校費、事業名は標茶中学校防音事業、計でございますが、年割額1億9,429万3,000円。財源内訳ですが国道支出金1億3,215万1,000円、一般財源で6,214万2,000円、当該年度支出予定額3,445万4,000円、当該年度末までの支出予定額3,445万4,000円、翌年度以降支出予定額ですが、1億5,983万9,000円、継続費の総額に対する進捗率ですが、3年度17.7%、4年度82.3%、計で100%とするものでございます。

5ページをお開きください。

第3表 債務負担行為補正でございます。

すべて新規となっております。

事項は標茶町火葬場指定管理料で、補正後でございますが期間は令和4年度から令和6年度、限度額でございますが2,013万円とするものです。

次に、畜産特別支援資金（令和3年度）、補正後の期間令和4年度から令和28年度、融資金2,009万8,000円に対する利子補給（年0.1875%）55万4,000円とするものです。

次に中核農業者応援資金（令和3年度）、期間は令和4年度から令和27年度、限度額でございますが融資金3,090万円に対する利子補給（年0.1%）36万9,000円とするものでございます。

28ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項は、標茶町火葬場指定管理料で債務負担行為の限度額ですが、補正後2,013万円、当該年度以降の支出予定額ですが、期間が令和4年度から令和6年度、金額が2,013万円、財源内訳でございますが、一般財源で2,013万円とするものです。

次に、畜産特別支援資金（令和３年度）、補正後でございますが、債務負担行為の限度額、融資金2,009万8,000円に対する利子補給（年0.1875％）で55万4,000円、当該年度以降の支出予定額、期間ですが令和４年度から令和28年度、金額で55万4,000円、財源内訳でございますが国道支出金36万9,000円、一般財源で18万5,000円とするものです。

次に、中核農業者応援資金（令和３年度）、補正後の債務負担行為の限度額でございますが、融資金3,090万に対する利子補給（年0.1％）36万9,000円、当該年度以降の支出予定額ですが期間が令和４年度から令和27年度、金額で36万9,000円、財源内訳ですが一般財源で36万9,000円とするものでございます。合計では債務負担行為の限度額６億4,279万3,000円、前年度末までの支出（見込）額３億4,311万6,000万円、当該年度以降の支出予定額、２億9,967万7,000円、括弧内の6,170万2,000円につきましては令和３年度の支出予定額となっており、当初の額と変更はございません。財源内訳ですが、国道支出金2,264万4,000円、その他で6,245万4,000円、一般財源２億1,457万9,000円とするものでございます。

６ページをお開きください。

第４表 地方債補正でございます。

起債の目的、１過疎対策事業、補正前の限度額11億2,090万円から標茶中茶安別線道路改良、虹別61線道路改良、桜13号線道路改良の計890万円を減額し、補正後の限度額を11億1,200万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

次に、４公共施設等適正管理推進事業、補正前の限度額9,000万円から470万円を減額し、補正後の限度額を8,530万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

合計では、補正前の限度額19億3,510万4,000円から、1,360万円を減額し、補正後の限度額を19億2,150万4,000円とするものでございます。

29ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額19億3,510万4,000円から、補正額1,360万円を減額し、補正後の額を19億2,150万4,000円とするものでございます。次の当該年度中元金償還見込額でございますが169万9,000円を追加し、10億7,419万8,000円とするものでございます。これにつきましては22ページの公債費の元金のところで説明したとおりでございます。当該年度末現在高見込額ですが、補正前の額135億3,665万8,000円から、補正額1,360万円を減額し、補正後の額を135億2,305万8,000円とするものでございます。

以上で、議案第78号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第79号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和３年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第１号）で、内容につきましては、令和２年度国民健康保険特定健康診査・特定保健指導負担金及び令和２

年度国民健康保険災害等特例補助金の精算額が確定され、返還金が生じたので、当該必要額について予算化するものです。

また、歳入においては、繰越金をもって所要の調整を行ったところでございます。

なお、本案につきましては、令和3年11月24日に開催しました標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

令和3年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）

令和3年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,348万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがいましてご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第79号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君）（登壇） 議案第80号、令和3年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和元年度から令和2年度にかけて実施しました標茶町終末処理場曝気装置外改築更新工事委託業務で発生した、スクラップとして鉄くず等の売り払い代金のうち国庫補助分の返還額が確定したことによる増額と、旅費の事業費の精査による減額の補正を行うものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。1ページをお開きください。

令和3年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

以下、内容について歳出補正予算事項別明細書にしたがい説明いたします。

5ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページの「第 1 表 歳出予算補正」でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第80号の説明を終わります。

引き続き議案第83号、令和 3 年度標茶町上水道事業会計補正予算の説明をいたします。

議案第83号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は令和 3 年度標茶町上水道事業会計補正予算（第 1 号）で、今年度人事異動に伴い、不足する職員給与費、賞与等引当金繰入額及び修繕費並びに前年度決算に伴うキャッシュ・フロー計算書及び貸借対照表の補正を行うものでございます。

1 ページをお開きください。

令和 3 年度 標茶町上水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 3 年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 3 年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「4,915万4,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額311万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,603万5,000円」を「4,915万4,000円は減債積立金878万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額311万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,725万5,000円」に改める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 6 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり補正する。

（科目）

（1）職員給与費、補正予定額93万3,000円を追加し、計で1,671万3,000円でございます。以下、内容についてご説明いたします。8 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

次に 3 ページをお開きください。

令和 3 年度、標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書、補正後、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までです。

1 業務活動によるキャッシュ・フロー。

（1）当年度純利益から（2）減価償却費までは、変更ありません。（3）引当金の増加額、賞与等引当金で補正前と比較して 6 万8,000円の増額で 6 万6,000円。（4）長期前受金戻入額から（7）固定資産除去費までは変更ありません。（8）未収金の減少額で補正前と比較して 4 万1,000円の増額で 9 万8,000円。（9）未払金の増加額で補正前と比較して、消費税及び地方消費税で31万8,000円の減額でマイナス142万8,000円。（10）前払金の増加額は変更ありません。（11）その他、預り金及び前受金期首期末差引額で補正前と比較して11万2,000円の増額。（12）小計は、補正前と比較して53万9,000円の増額で3,615万2,000円。（13）利息及び配

当金の受取額と（14）利息の支払額は変更ありません。よって業務活動によるキャッシュ・フローは補正前と比較して53万9,000円の増額で3,122万4,000円となります。

2 投資活動によるキャッシュ・フロー及び3 財務活動によるキャッシュ・フローは変更がありません。したがって、4、資金増加額は補正前と比較して53万9,000円減額のマイナス1,481万1,000円。5、資金期首残高は補正前と比較して955万8,000円増の2億2,204万2,000円。6、資金期末残高は補正前と比較して1,009万7,000円増の2億723万1,000円となります。

次に6ページをお開きください。

令和3年度標茶町上水道事業予定貸借対照表（補正後）令和4年3月31日です。

資産の部。1 固定資産、（1）有形固定資産から、（2）無形固定資産までの合計で申し上げます。補正前と比較して、3万1,000円増の6億550万9,000円です。

2 流動資産については、（1）の現金預金から（3）貸倒引当金までの合計で、補正前と比較して901万7,000円増の2億1,293万1,000円です。資産合計は、補正前と比較して904万8,000円増の8億1,844万円です。

次に7ページをお開きください。

負債の部。3 固定負債から5 繰延収益までの合計額は補正前と比較して26万8,000円増の4億4,885万8,000円となります。

次に資本の部。6 の資本金と7 剰余金については補正前と比較して878万円増の3億6,958万2,000円です。負債資本合計は、補正前と比較して、904万8,000円増の8億1,844万円です。

次に2ページをお開きください。

令和3年度、標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第83号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 0時58分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第81号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）で、保険事業勘定で、介護報酬改定に係るシステム改修費用を追加させていただき歳入歳出とも66万8,000円追加し総額で8億8,775万3,000円とするものです。

また、サービス事業勘定につきましては、会計年度任用職員の人件費不用額の減額、並びに夜間勤務手当等の改定による増額分などを計上させていただき、歳入歳出とも63万5,000円

減額し、総額で6億2,051万5,000円とするものです。

なお、財源につきましては、国庫補助金や繰入金の減額により収支の調整を図ったところ
であります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

令和3年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによ
る。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万8,000円を追加し、歳入
歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,775万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算
の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63万5,000円を減
額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,051万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に沿って説明いたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、3ページから6ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表
介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、これまでの説明と内容が重複い
たしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第81号の提案趣旨及び内容について説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君）（登壇） 議案第82号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し
上げます。

本案は令和3年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）でございまして、収益的収入支
出それぞれ198万1,000円を追加し、総額を12億6,795万2,000円にしたいというものでありま
す。

資本的収支につきましては、収入に912万4,000円追加し、総額を1億804万4,000円に、支
出に807万4,000円追加し、総額を1億7,187万7,000円にしたいというものであります。

収益的収入及び支出補正の主なものを申し上げますと、支出では、給与費として、退職と
なりました医師の人件費の減額、小児科医師及び新型コロナワクチン接種に係る医師報酬等
の追加で、あわせて878万8,000円の減額、経費として小児科医師及び新型コロナワクチン接
種に係る医師経費及び修繕費で716万9,000円、消費税及び地方消費税360万円の追加補正を行
うものであります。

一方、収入につきましては、新型コロナワクチン接種料3,676万2,000円、新型コロナウイルス感染症拡大防止継続支援事業補助金10万円の追加、総務省の繰出し基準に基づき、他会計負担金補助金、あわせて3,488万1,000円を減額し収支を整えるものであります。

次に資本的収入及び支出補正ですが、支出では、建設改良費の有形固定資産購入費として、新型コロナウイルス感染症抗原検査のための免疫発光測定装置の購入費807万4,000円の追加補正を行うものであります。

収入につきましては、国庫補助金でオンライン資格確認関係補助金210万1,000円、道補助金で感染症検査機関等設備整備費補助金807万4,000円の追加、総務省の繰出し基準に基づき、負担区分に基づく出資金105万1,000円の減額補正を行うものであります。

以下、内容について1ページからご説明いたします。

令和3年度 標茶町病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和3年度標茶町病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業、機械及び備品購入費、補正予定量807万4,000円を追加し、6,206万4,000円にするものです。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益、補正予定額198万1,000円を追加し、12億6,795万2,000円に。

第1項、医業収益、補正予定額3,714万6,000円を追加し、7億2,820万5,000円に。第2項、医業外収益、補正予定額3,516万5,000円を減額し、5億3,974万7,000円に。

支出、第1款、病院事業費用、補正予定額198万1,000円を追加し、12億6,795万2,000円に。

第1項、医業費用、補正予定額161万9,000円を減額し、12億4,044万4,000円に。第2項、医業外費用、補正予定額360万円を追加し、2,700万8,000円にするものです。

次のページにまいります。

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「6,488万3,000円は、減債積立金574万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金5,913万7,000円」を「6,383万3,000円は、減債積立金574万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金5,808万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入、補正予定額912万4,000円を追加し、1億804万4,000円に。第1項、出資金、補正予定額105万1,000円を減額し、9,786万9,000円に。第2項、補助金、補正予定額1,017万5,000円を追加し、1,017万5,000円に。

支出、第1款、資本的支出、補正予定額807万4,000円を追加し、1億7,187万7,000円に。

第1項、建設改良費、補正予定額807万4,000円を追加し、6,976万4,000円にするものです。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第5条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費、補正予定額878万8,000円を減額し、8億1,467万1,000円にするものです。

(他会計からの繰入金)

第6条 予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

(1) 医療対策費補助、補正予定額2,389万2,000円を減額し、2億14万6,000円に。(2) 医療対策費負担、補正予定額1,098万9,000円を減額し、5億220万2,000円に。(4) 施設設備費負担、補正予定額105万1,000円を減額し、2,979万4,000円に。合計、補正予定額3,593万2,000円を減額し、8億1,156万2,000円とするものです。

次のページへまいります。

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 予算第8条に定めた重要な資産の取得に、次のとおり追加する。

1、取得する資産、種類は機械・備品、名称は免疫発光測定装置、数量は1台です。

次に補正予算説明書によりご説明いたします。

16ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

次に6ページをお開きください。

こちらはキャッシュ・フロー計算書の補正後になります。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは、(1)の当年度純利益から、(15)の利息の支払額までの合計は、補正前と比べ203万円減少し、マイナス2,626万8,000円であります。

2、投資活動によるキャッシュ・フローは、(1)の有形固定資産の取得による支出から、(3)の他会計からの繰入金による収入までの合計は、補正前と比べ283万5,000円増加し、マイナス5,327万円であります。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは(1)の建設改良企業債による収入から(4)の他会計からの償還金による収入までの合計は、補正前と比べ105万1,000円減少し、マイナス424万4,000円であります。

以上のことから4の資金増加額は、補正前と比べ24万6,000円減少し、マイナス8,378万2,000円となります。

5の資金期首残高は、補正前と同じ2億3,206万9,000円。

したがって、6の資金期末残高は、補正前と比べ24万6,000円減少し、1億4,828万7,000円となります。

次に13ページをお開きください。貸借対照表の補正後です。

資産の部。

1 固定資産、(1)有形固定資産は、イの土地から、へのリース資産までの合計は補正前と比較して734万円増の15億8,327万5,000円。(2)無形固定資産、補正前と同じ38万8,000円。

固定資産合計は、補正前と比較して734万円増の15億8,366万3,000円となります。

2 流動資産、(1) 現金・預金は補正前と比較して24万6,000円減の1億4,828万7,000円、
(2) 未収金は補正前と同じ6,000万円。(3) 貯蔵品は補正前と同じ795万円。流動資産合計
は、補正前と比較して24万6,000円減の2億1,623万7,000円。資産合計は、補正前と比較して
709万4,000円増の17億9,990万円となります。

次のページへまいります。

負債の部。

3 固定負債、(1) 企業債と(2) リース債務の合計で補正前と同じ3億1,765万9,000円。

4 流動負債、(1) 企業債から、(5) 預り金までの合計で補正前と比較して203万円減の
2億1,980万7,000円。

5 繰延収益、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた額で補正前と比較し
て、1,017万5,000円増の1億6,836万9,000円。負債合計は、補正前と比較して814万5,000円
増の7億583万5,000円となります。

資本の部。

6 資本金、補正前と比較して105万1,000円減の10億9,075万8,000円。

7 剰余金、(1) 資本剰余金と(2) 利益剰余金の合計は補正前と同じ330万7,000円。資
本合計は、補正前と比較して105万1,000円減の10億9,406万5,000円となります。

負債資本合計は、補正前と比較して709万4,000円増の17億9,990万円となります。

次に4ページから5ページですが、こちらは補正予算実施計画で、ただいまの説明と内容
が重複いたしますので省略させていただきます。

なお、本案につきましては11月24日開催の第2回標茶町立病院運営委員会において、承認
されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第82号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました、議題6案は直ちに議長を除く11名で構成する「議案第78号・
議案第79号・議案第80号・議案第81号・議案第82号・議案第83号審査特別委員会」を設置し、
これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題6案は、議長を除く11名で構成する「議案第78号・議案第
79号・議案第80号・議案第81号・議案第82号・議案第83号審査特別委員会」に付託し、審査
することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前 1時29分

再開 午後 3時36分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第84号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第84号を行います。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第84号の提案趣旨並びに内容について、ご説明を申し上げます。

この議案は、標茶町名誉町民条例第2条の規定により議会の議決をいただきたいというものでございまして、その名誉町民に推薦いたします方は、川上郡標茶町字栄99番地4、千葉健さんでございまして、昭和9年3月18日、本町にお生まれになりまして当年87歳でございます。ご経歴につきましては、お手元に配付させていただいておりますので、詳細は省略させていただきますが、昭和42年5月から23年と8か月間、町議会議員を努められ、昭和58年5月から平成3年1月までの7年と8か月間は町議会議長を務められております。

その後、平成3年5月から平成15年4月まで3期12年間、標茶町長として町政執行の陣頭指揮にあたられたところでございます。

その3期12年間、標茶町長として目まぐるしく変化する社会情勢の中、深い洞察・熟慮と展望をもって、教育文化、保健福祉、産業振興及びまちづくりの振興発展並びに町政の各分野へ積極的な運営にあたられたのであります。

広大な行政面積を有する標茶町にあって、様々な事業を取り進めるにあたって、「人が輝けば地域が輝く、地域が輝けば町総体が輝く」、「まちづくりは人づくり」を強く唱え、常に町民が主役となる行政を主眼に、地方自治振興にご尽力された功績は、多くの町民が認める所であると思うのであります。

地域の振興では、町内会・地域会の活性化をすすめ、特に平成4年度に「地域特性化推進事業」いわゆる1A1P事業を創設し、1つの地域で1つの誇りを持ち、地域のよさ・素晴らしさを自ら発見、活性化させる地域主導型の地域振興に力を注いだのであります。

また、社会福祉の分野では、平成6年に健康で長寿のまちづくり、町民一人一人が住みなれた家庭、地域で生活することを基本とした「標茶町老人保健福祉計画」を策定し、特別養護老人ホームの大規模改修やデイサービスセンターの建設、在宅介護支援センターを開設するなど積極的な福祉サービスの充実を図ったのであります。

さらに平成8年には、標茶町立病院の改築を実施し、小児科、リハビリテーション科を設置し、医療環境の整備を進めました。また平成10年には保健福祉活動の拠点として「ふれあい交流センター」を建設するなど、現在につながる町民の健康増進と福祉環境の整備、向上に尽力されたのであります。

また、次代を担う子供達の健全育成と子育て環境の向上として、各種検診の支援事業に着手するとともに、各学校へパソコンを導入させ、インターネットを利用した児童・生徒の情

報活用能力の育成を図るなど情報教育の基盤整備に尽力されました。また生涯にわたっての学びを推進するため、標茶町生涯学習推進本部を平成9年に設置し、自ら本部長に就任し生涯学習の環境づくりに積極的に取り組んでこられたのであります。

一方、平成5年には釧路沖地震、平成6年の北海道東方沖地震と2度にわたり本町は甚大な被害に見舞われました。千葉さんは復旧に当たり、いち早い対応を進めるとともに、きめ細やかな配慮がなされた結果、震災影響を最小限に止めることができるなど、復興に多大の貢献があったのです。当時、町民全戸にラジオ付き懐中電灯を配布されるなど、災害時においても町民に密着した行政執行を主眼とされた功績は大であると思うのであります。

これらのご功績に対し北海道社会貢献賞をはじめ数多く受賞されていることは、経歴書に記載のとおりでありまして、平成19年には旭日小綬章を受章されております。

これらのことから、本町の地方自治や産業の振興に大きく寄与された方でありますことから、この際、その功績を称えるべく名誉町民として推薦したくご提案申し上げる次第であります。言葉足らずで十分に意を尽くせませんが、議員皆様のご理解をお願いしたく提案趣旨並びに内容説明とさせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略しただちに採決をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決をいたします。

本案は起立により採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第84号は原案可決されました。

◎議案第85号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第85号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第85号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第10号）であります。

名誉町民に係る費用を見込み、歳入歳出それぞれ160万円を追加し、総額を128億931万1,000円としたいというものでございます。

歳入につきましては、地方交付税を追加したところであります。

以下、内容についてご説明いたします。

補正予算書、1ページをお開きください。

令和3年度標茶町一般会計補正予算（第10号）

令和3年度標茶町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億931万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがいご説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複しますので説明を省略いたします。

以上で、議案第85号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳出について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 作成委託料の100万円というのはどういうものですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 12節作成委託料100万円の内訳でございますが、名誉町民レリーフを作成し、役場応接室に飾るということで歴代名誉町民の肖像画というのでしょうか、そういったものを作成して飾らせていただいておりますけれども、同様のものを作成したいということで100万円を計上させていただいております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） そうすると記念品というのはこのレリーフのことなのかそれとも違うものなのか。それから役場に飾るっていいました、レリーフ、役場のどこに飾るかも聞きたいんですが。それから、いままで3人の方が名誉町民になられましたけど記念品は同じものですか。最後に名誉町民年金が20万円というのはどういう計算ですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 答弁漏れがあったらお知らせください。

まずレリーフは役場応接室に歴代の方3名が飾られておりますけれど、同様に応接室に飾りたいということでございます。

それから記念品ですけど、これは名誉町民条例第6条で定められておりまして、勲章1個と略称、バッジのようなものといったら理解していただけますか。それが歴代の過去3名の方と値段は違いますが同じ素材、同じデザインでございます。これは例規でデザインが決まっていますので、それを作成したいということであわせて40万円です。

それから名誉町民年金の20万円の算定でございますが、これは条例第3条第3号及び施行規則第3条第2項と第3項で決まっております、年額60万円になっております。規則の中に年の途中からは12分の何か月ということにしてくださいという規定がありますので、12月から1か月に満たない部分は1か月としますとありますので、12、1、2、3の4か月で60万円掛ける12分の4か月ということで20万円を算定しているところでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので、本件は起立により採決いたします。

議案第85号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第85号は原案可決されました。

◎意見書案第17号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。意見書案第17号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明

と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第17号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第17号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第18号

○議長(菊地誠道君) 日程第7。意見書案第18号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第18号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第18号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（菊地誠道君） 日程第8。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） ただいま、議案第78号・議案第79号・議案第80号・議案第81号・議案第82号・議案第83号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたします。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第78号・議案第79号・議案第80号・議案第81号・議案第82号・議案第83号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第78号ないし議案第83号

○議長（菊地誠道君） 議案第78号・議案第79号・議案第80号・議案第81号・議案第82号・議案第83号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題6案に関し、会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

なお、委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより、議題6案を採決いたします。

議題 6 案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議題 6 案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第78号・議案第79号・議案第80号・議案第81号・議案第82号・議案第83号は、原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和3年標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。

(午後 3時59分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

署名議員 1 番

渡 邊 定 之

署名議員 2 番

類 瀬 光 信

署名議員 3 番

長 尾 式 宮